

守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る
再編整備に関する基本計画(案)

平成 27 年 7 月
守 口 市

目 次

1. 本計画策定の趣旨	1
2. 民間主体によるサービス提供の推進	2
3. 守口市の現状	6
4. 市内の民間教育・保育施設の今後の動向	9
5. 市立施設の役割	12
6. 市立施設の再編に関する基本原則と留意点等	14
7. 再編の具体的計画	16
8. 再編整備を推進する体制	19
9. 本計画の進捗管理	20

資料編

1. 本計画策定の趣旨

近年、少子化の進行や核家族化、就労形態の多様化、女性の社会進出等社会経済情勢が変化する中で、保育行政に対する市民ニーズは、年々増大・多様化し、子育てと仕事との両立支援、すべての子育て家庭への支援など保育の質・量の拡充が強く求められています。

国においては、人口減少社会に対応するため十分な労働力を確保する必要から、女性の就労を促進する方向性を打ち出しており、今後少子化がなお一層進行するにもかかわらず、保育を必要とする子どもの数は微増することが予測され、保育サービスの一層の充実が求められています。

本市では、平成14年度以降、市立保育所の民間移管を推進し保育枠の拡大を図り、保育所に入りたくても入れない、いわゆる待機児童の減少にも一定の効果を上げてきました。

また、幼稚園での教育に視点を転じると、保育ニーズの多様化を背景に近年は市立・私立ともに定員割れが続き、特に市立幼稚園においては、1学年の新入園児が10人にも満たない園が出ている状況です。

このような中、市立幼稚園と市立保育所を従来と同様の規模で別々に維持していくことは、老朽化した施設の更新が必要とされる中、多額の財政負担を強いるばかりか、保護者のニーズにも合わなくなっています。

子育てに関する新たなニーズや在宅子育て家庭への一層の支援、また市立施設として必要な役割を確実に果たすことが求められる中、その財源を確保する観点からも市立施設としてのあるべき姿を再検討し施設の集約化を図りながら、民間事業者の力を最大限に引き出すことが必要です。

本計画は、市立施設に関するこれまでの守口市すこやか幼児審議会及び守口市幼児教育振興審議会をはじめとする審議機関での検討を踏まえるとともに、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度を積極的に運用することを前提として、市立幼稚園及び市立保育所の再編整備のための基本的な道筋を明らかにするために策定するものです。

2. 民間主体によるサービス提供の推進

近年、保護者の就労形態の多様化や家庭や地域の子育て力の低下、育児不安を感じる保護者が多く存在することなどから、認定こども園や保育所、幼稚園などの施設の利用者や在宅で子育てをする保護者の子育てに関するニーズが多様化しており、行政は限られた財源の中で効果的にさまざまな課題を解決していくことが求められています。

その一方で、私立幼稚園や私立保育園では、市立の幼稚園や保育所と比較して運営コストが低く、しかも柔軟な運営を通じて多様なサービスを提供しています。また、施設の改修や整備に要する公費の投入も少なくすむというメリットがあります。

市では、平成14～16年度にかけて市立保育所の民間移管を通じて待機児童の解消を図るとともに、平成24年3月には入園児の少ない市立幼稚園2園を廃止し市立幼稚園の適正規模の確保と効率的な運営に努めてきました。この間、市では、守口市すこやか幼児審議会、守口市幼児教育振興審議会、市教育委員会などにおいて多角的な観点から議論が行われました。(資料編参照)

本市は、以下(1)から(5)に示す市立施設等の状況を踏まえ、今後、本市における教育・保育は、民間事業者からの提供を基本としたいと考えています。

(1) 運営費における園児1人当たりの公費負担額の比較

幼稚園及び保育所に通う園児1人当たりの公費(国、都道府県、市町村が支出する経費)負担額を比較すると、幼稚園、保育所ともに市立施設では民間施設の約2倍となっています。市立保育所と私立保育園の園児1人当たりの公費投入額は、市立が私立の2倍前後となっています。(次ページの表を参照)

市立幼稚園や市立保育所での教育・保育サービスと私立幼稚園や私立保育園でのそれを比較すると、教育・保育の実施時間や幼稚園の通園年数などで私立の方が上回っていますが、現在の市立施設数・規模のまま、これらを民間と同等の水準のサービスに引き上げるためには、人件費や施設整備に要するコストを上積みする、いわゆる積み上げ方式にならざるを得ず、運営経費の公私間格差はさらに拡大してしまいます。

【幼稚園における園児1人当たりの公費負担額比較】(平成25年度決算 単位:円)

施設区分	園児数 (人) ※1	運営費 (年額) ※2	市負担 国・府等負担		就園奨励費補助金、保護者補助金 ※4	市負担 国負担(特定財源)		園児1人当たりの公費負担 (A~D)
			※3 (A)	(B)		(C)	(D)	
市立幼稚園	258	1,012,629	891,389	198	0	0	1,035	892,622
私立幼稚園	1,475	706,067	798	303,144	134,762	107,131	27,632	438,705
市立と私立の差		306,562	890,591	▲302,946	▲134,762	▲107,131	▲26,597	453,917

※1:平成25年5月1日現在。私立幼稚園は市外の園児を含む。

※2:私立幼稚園の運営費には減価償却費を含む。

- ※3：私立幼稚園の運営費に対する市負担に含まれる健康管理補助金は市内の園に通う4・5歳児の市民のうち708人が対象。
- ※4：就園奨励費補助金は、市内外の私立幼稚園に通う市民のうち1,016人が対象。
保護者補助金は、市内私立幼稚園に通う4・5歳の市民のうち703人が対象。

【保育所における園児1人当たりの公費負担額比較】（平成25年度決算 単位：円）

施設区分	園児数 (人) ※	運営費 (年額)	市負担		園児1人 当たりの 公費負担 (A+B)
			(A)	国・府負担 (特定財源) (B)	
市立保育所	1,120	1,897,640	1,717,244	0	1,717,244
私立保育園	1,332	1,141,827	443,874	489,914	933,788

※：園児数は、月により変動があるので平均人数とした。

(2) 保育所の施設整備に要する経費

老朽化が進む市立保育所の園舎の建替えについてその財源構成を見ると、市立の場合は建替えに係る経費の全額（最近の例では、「市立あおぞら保育所」では約4億1千万円）を市がまかなわなければなりません。今後も現在の規模で市立施設を保有し続けると、いずれの施設も老朽化が進み、ほとんどの施設で耐震対策ができていないため、施設の更新や改修に要する費用を捻出するために多額の経費がかかってしまいます。

一方、私立保育園の建替えであれば、事業者負担と国費や府費による補助制度があるため、市の一般財源からの負担は建設費用のうち国庫補助基本額の4分の1程度で済み、その後の施設に係る維持管理経費も市が負担する必要はありません。施設整備に関する公費負担という点からは私立保育園の方が優れていると言えます。

(3) 教育・保育サービスの比較

幼稚園や保育所で実施している教育・保育サービス水準にも違いがあります。私立幼稚園や私立保育園では、その柔軟性をいかして保育時間や通園年数など市立施設よりも住民ニーズに即したサービスを提供していることがうかがえます。

また、延長保育や病後児保育などの保育サービスについては、私立保育園で実施する場合に限って国や大阪府の財源を活用できることから、もっぱら民間事業者によって提供されています。

【幼稚園におけるサービスの比較】（平成 26 年度）

施設区分	保育時間	保育対象年齢	預かり保育	未就園児を対象とする取組み	園庭開放	給食の回数
市立幼稚園 (5園)	9:00～ 14:00	4歳、5歳	預かり保育は実施していないが 15:00までは親子で在園可	○	○	週2回
私立幼稚園 (9園)	おおむね 9:00～ 14:00	3歳～5歳	最短でも 18:30まで実施	○	○	平均 週3.7回

【保育所における保育サービスの比較】（平成 26 年度）

施設区分	保育時間	保育対象年齢	地域子育て支援拠点事業	延長保育 (11時間超)	休日保育	一時保育	病後児保育
市立保育所 (12園)	7:30～ 18:30	0歳児なし(5園) 0・1歳児なし(2園)	×	×	×	×	×
私立保育園 (11園)	おおむね 7:00～ 20:00	全園で 0～5歳まで保育	一部施設 で実施	○	一部施設 で実施	一部施設 で実施	一部施設 で実施

(4) 市立幼稚園の状況

平成 27 年 4 月 10 日現在の市立幼稚園 5 園の入園者数は合計 213 人となっており、5 園の合計定員数 660 名に対する定員充足率は、32.3%となっています。

また、にわか幼稚園では 4 歳児クラスの新入園児が 6 名となるなど、平成 21 年 3 月に市教育委員会が策定した「公立幼稚園の運営に係る基本方針」で指摘された、「園の適正規模を 1 学年当たり少なくとも 20 名以上とする。」という条件からも大きく乖離する状況が続いています。小学校での集団教育に向けた準備としての幼稚園教育の効果を十分に発揮するためには、早急に統廃合に取り組む必要があります。

認定こども園では、幼児教育ニーズの 1 号認定子どもと保育ニーズの 2 号認定子どもの混成クラスを編成できることに加え、同年齢の子どもが多人数おり、教育標準時間の終了後に一時預かりを利用する場合にも、周りには 2 号認定子どもがいて、多くの子どもたちと賑やかに、楽しく過ごせるというメリットもあります。

(5) 市立保育所の状況

現在、大半の私立保育園が午後8時までの保育を実施しているのに対し、市立保育所では、午後6時30分までの保育にとどまっているとともに、一時保育、休日保育などの特別保育事業を実施しておらず、また0歳児や1歳児の保育を行っていない保育所があるなど、私立保育園と比較して保育サービスに格差があります。私立保育園と同様のサービス水準を実現するためには、人件費などさらなる経費の積上げが必要となります。このような中、私立保育園により多くの利用希望者が集まる状況が続いています。

また、園舎の老朽化が進んでいるため、現在の規模を維持しながら安全で快適な保育環境を確保するためには、今後多額の経費を必要とする状況です。

(6) 本市の取組みの方向性

守口市では、これまでから私立幼稚園や私立保育園が質の高い教育・保育サービスを支えてきた歴史があります。これらの私立幼稚園や私立保育園は、利用定員の設定によっては保護者の就労状況に左右されない安定した教育・保育が提供できる認定こども園への移行に取り組んでいます。特に私立幼稚園からの認定こども園への移行は、待機児童の解消に大きな力となります。

また、今年度からは従来の認可外保育施設が、市条例に定める基準を満たせば認可施設として3歳未満の子どもの保育を実施する制度が始まり、既に施設の建替えや改修を通じて良好な保育環境の確保に取り組んでいる事業者も出てきています。

このようなことから、就学前の教育・保育サービスの提供については、「民間にできることは民間に」を原則として、効果的かつ効率的に教育・保育サービスの量の拡充と質の向上を図っていきます。

また、守口市子ども・子育て支援事業計画の重点方針には、「公立施設にあつては、効率的な運営が可能となるよう施設数の集約化を図りつつ、認定こども園への移行にあわせて教育・保育の充実を図る」ことが掲げられました。

本市では、この重点方針を踏まえ、待機児童を解消し安全で快適な環境のもとで市立施設としての役割を確実に果たし、在宅子育て家庭への支援を含めた多様な子育て支援に必要な財源を確保するため、市立幼稚園及び市立保育所の集約化、民間移管及び認定こども園への移行を進めていくこととします。

【守口市の取組みの方向性】

1. 就学前の教育・保育サービスは、民間事業者からの提供を基本とする
2. 市立幼稚園と市立保育所は、集約化して認定こども園とする

3. 守口市の現状

(1) 守口市における就学前子ども人口

守口市の就学前の子どもの人口は年々減少しており、近年では平成 22 年から 26 年までの 5 年間で 6,822 人から 6,283 人へと 539 人減少しています。

また、平成 27 年から 31 年までの 5 年間の推計では、6,074 人から 5,484 人へと 590 人減少することが見込まれます。

【就学前子どもの人口推移と推計】(H27 以降は推計 単位：人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0 歳児	1,088	1,059	1,022	975	1,027	921	900	888	876	866
1 歳児	1,163	1,109	1,050	1,044	1,002	1,055	946	925	913	901
2 歳児	1,134	1,151	1,082	1,061	1,036	994	1,046	938	917	905
3 歳児	1,165	1,115	1,126	1,082	1,040	1,015	974	1,025	920	899
4 歳児	1,124	1,147	1,104	1,123	1,076	1,034	1,009	968	1,019	915
5 歳児	1,148	1,118	1,145	1,093	1,102	1,055	1,013	988	948	998
合 計	6,822	6,699	6,529	6,378	6,283	6,074	5,888	5,732	5,593	5,484

(2) 教育・保育施設等に通う守口市在住子どもの状況

平成 26 年 5 月 1 日現在、守口市在住の就学前子どものうち 0 歳児では約 18%、1 歳児では約 36%、2 歳児では約 45%、3 歳児では約 85%、4 歳児・5 歳児では約 98% の子どもが、幼稚園、保育所、認可外保育施設、又はわかくさ・わかすぎ園や支援学校で教育・保育を受けており、3 歳を境に施設の利用率が急激に高くなっています。

3 歳以上の子どもについて保育所と幼稚園の利用率を比較すると、約 47%が幼稚園を、約 46%が保育所を利用しています。

次に、保育所及び幼稚園について市立・私立の利用状況を見ると、保育所では市立と私立がほぼ同程度、幼稚園では利用者の約 84%が私立幼稚園を、約 16%が市立幼稚園を利用しています。

定員の充足率は、市立保育所では約 84%、私立保育園では約 106%となっています。また、市立幼稚園では約 36%、私立幼稚園は約 66%（他市の子どもを含む）となっています。

【保育所・幼稚園の状況】(平成 26 年 5 月 1 日現在)

施設		定員 (人)	園児数 (人)	定員充足率 (%)
保育所	市立	1,290	1,085	84.10
	私立	1,195	1,265	105.85
幼稚園	市立	660	238	36.06
	私立 ※	2,230	1,462	65.56

※：他市在住の子どもを含む。

(3) 待機児童の状況

市立保育所の民間移管が開始される前年度である平成13年度の待機児童は、45人でした。その後平成14年度から平成16年度までの3年間に計8箇所の市立保育所を民間移管したところ、待機児童はその後、20名台で推移してきましたが、平成23年度以降40名台が続いています。

この間、民間移管園では園舎の建替えにより、平成15年度以降、約200人の定員増を実現してきましたが、これを上回るペースで入所希望者が増加したため、全体の児童数が減少しているにも関わらず、待機児童が増加する傾向が見られ、平成27年4月1日現在の待機児童数は、28人となっています。

【市内の市立・私立保育園数・定員・入所者・待機児数の推移】(平成27年4月1日現在)

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市立園数	20	17	15	12											11
私立園数	3	6	8	11											13
総定員	2,286	2,286	2,295	2,345	2,380	2,390	2,410	2,405	2,435	2,465	2,475	2,475	2,495	2,485	2,623
総入所者	2,061	2,105	2,191	2,243	2,273	2,164	2,265	2,308	2,364	2,397	2,403	2,430	2,427	2,376	2,409
待機児数	45	42	39	26	24	18	24	27	22	32	46	45	47	45	28

※：平成27年度の私立園数は、認定こども園と保育所の合計

(4) 市立施設の状況

市立幼稚園の施設、認可定員、在園児数(平成27年5月1日現在)、定員充足率などは次のとおりです。

【市立幼稚園の状況】

幼稚園	構造	現園舎の 建築年度	敷地面積 (㎡)	認可定員 (人)	入園児童数			定員 充足率 (%)
					4歳	5歳	計	
とうこう	鉄筋2階建 ※	S55	2,284.00	180	40	49	89	49.4
やくも	鉄筋2階建	S52	1,644.00	120	22	25	47	39.2
にわくぼ	鉄筋2階建 ※	S54	1,480.00	120	6	15	21	17.5
とうだ	鉄筋2階建	S46	1,849.00	120	12	18	30	25.0
おおくぼ	鉄筋2階建	S47	2,375.00	120	12	14	26	21.7
合計(定員充足率は平均)				660	92	121	213	32.3

※：とうこう幼稚園及びにわくぼ幼稚園の2階は、地区体育館となっている。

市立保育所の施設、認可定員、入所児数、定員充足率などは次のとおりです。

【市立保育所の状況】（平成 27 年 4 月 1 日現在）

保育所	構造	現園舎の 建築年度	敷地面積 (㎡)	認可 定員 (人)	入所児数 (人)							定員 充足率 (%)
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
西	軽量鉄骨平屋	S45	1,480.00	120	-	11	18	19	21	29	98	81.7
大宮	軽量鉄骨平屋	S40	991.56	90	-	10	18	15	19	15	77	85.6
梶	軽量鉄骨平屋	S44	1,724.80	90	-	-	9	15	15	15	54	60.0
大久保	軽量鉄骨 一部鉄筋2階建	S45	2,298.61	150	7	22	22	26	26	30	133	88.7
八雲東	軽量鉄骨平屋	S46	2,789.00	140	8	18	23	30	24	25	128	91.4
北寺方	鉄筋2階建	S46	1,278.00	90	6	12	12	12	15	18	75	83.3
金田	軽量鉄骨平屋	S47	1,919.00	100	5	10	16	20	14	16	81	81.0
佐太	鉄筋2階建	S47	1,345.00	100	5	10	12	20	19	20	86	86.0
藤田	鉄筋2階建	S48	1,586.18	120	7	14	18	19	27	27	112	93.3
外島	鉄筋2階建	S56	1,231.71	110	5	12	18	20	24	28	107	97.3
寺方	鉄筋2階建	S43	727.27	90	-	10	12	12	8	13	55	61.1
南	軽量鉄骨平屋	S44	1158.99	90	-	-	12	6	12	24	54	60.0
合 計 (定員充足率は平均)				1,290	43	129	190	214	224	260	1,060	82.2

【あおぞら保育所】（平成 27 年 6 月 15 日現在。寺方保育所、南保育所は5月末で閉園。）

保育所	構造	現園舎の 建築年度	敷地面積 (㎡)	認可 定員 (人)	入所児数 (人)							定員 充足率 (%)
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
あおぞら	鉄骨2階建	H27	1,449.99	150	7	10	24	18	20	37	116	77.3

4. 市内の民間教育・保育施設の今後の動向

(1) 新制度と認定こども園

① 認定こども園の特徴

子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもを、教育を受ける3歳から5歳までの子ども（1号認定子ども）、保育の必要がある3歳から5歳までの子ども（2号認定子ども）、保育の必要がある0歳から2歳までの子ども（3号認定子ども）に区分します。

認定こども園では、それぞれの区分の利用定員を設定することで、幼稚園と保育所を合わせた機能を持つことができ、保護者の就労状況に変化が生じた場合でも同じ園に通うことができるメリットがあります。

認定こども園制度を活用することで、市内の私立幼稚園の活力を生かした待機児童の解消と、保護者の就労状況に関わらず教育・保育を受ける機会の均等を図ることができます。

【従来制度の幼稚園、新制度の認定こども園、保育所の比較】

項 目	幼稚園（従来制度）	保育所	認定こども園
対象となる子どもの認定区分 ※1	3歳～5歳 (認定は不要)	2号（3～5歳） 3号（0～2歳）	1号（3～5歳） 2号（3～5歳） 3号（0～2歳）
保育の必要性の認定	不要	必要（2号・3号）	不要（1号） 必要（2号・3号）
1日当たりの教育・保育時間と利用料	食事時間を含み概ね5時間。 超過分は預かり保育（有料）で対応。	保育標準時間11時間。 保育短時間8時間。 各々を超える保育は延長保育（有料）で対応。	1号は、食事時間を含み概ね5時間。超過分は一時預かり（有料）で対応。2号及び3号は、保育標準時間11時間以内。保育短時間8時間以内。 各々を超える保育は延長保育（有料）で対応。
就労しなくなったら	特に変化なし（就労が前提でない）	原則として退所 ※2	2号から1号に切り替えて継続在園が可能 ※3
就労したら	1号のまま預かり保育を利用	就労等が前提 ※4	1号から2号に切り替えて継続在園が可能 ※5
教育標準時間における学級編成基準	3歳児：25人以下 4歳児：35人以下 5歳児：35人以下	学級編成の概念はない	3歳児：25人以下 4歳児：35人以下 5歳児：35人以下
幼稚園教諭・保育士配置基準（国基準）	各学級専任の幼稚園教諭1名以上	0歳：3人に保育士1人 1歳・2歳児：6人に保育士1人 3歳：20人に教諭又は保育士1人 4歳以上：30人に教諭又は保育士1人	

※1：教育・保育することができる子どもの年齢幅。一部の年齢のみを対象とすることも可能。

※2：一定の条件下で継続できる場合もある。

※3：3号認定子どもは、保育の必要性が認定された場合のみ在園可。

※4：就労時間に増減があった場合には、保育標準時間認定（最大11時間利用可）と保育短時間認定（最大8時間利用可）の変更ができる。

※5：2号認定への切替えには、市による保育の必要性の認定が必要。

② 認定こども園への移行

平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、私立幼稚園は、従来の制度による幼稚園として存続するか、新制度に基づく認定こども園や幼稚園に移行するか選択が可能となりました。保育所は市立も私立もともに新制度に基づく施設と位置づけられます。市立幼稚園も同様です。また、私立幼稚園であれば、受入れ可能な子どもは1号認定子どものみとなります。また、現時点では、施設型給付を受ける幼稚園（新制度の適用を受ける幼稚園）へ移行予定の私立幼稚園はありません。

平成 27 年 3 月末現在で市内の 9 箇所の私立幼稚園と 11 箇所の私立保育園すべてが平成 29 年度までに認定こども園に移行する予定です。

【市内教育・保育施設の認定こども園への移行の予定】（単位：箇所数）

施設の類型			H26	H27	H28	H29	H30	H31
私立の 教育・保育施設	従来制度	私学助成制度の 幼稚園	9	7	5	0	0	0
	新制度	保育所	11	1	0	0	0	0
		認定こども園 ※		12	15	20	20	20
		施設型給付を 受ける幼稚園		0	0	0	0	0

※：認定こども園の数には、年度途中の移行予定を含む。

（2）地域型保育事業の創設

子ども・子育て支援新制度では、従来の認可外保育施設が行ってきた保育事業のうち、市が制定する設備・運営に関する基準条例で定める基準を満たす事業を、保育を必要とする0歳から2歳までの子ども（3号認定子ども）の保育を行う地域型保育事業と位置付け、その認可・確認を市町村が行うこととされました。

認可・確認を受ければ、特定地域型保育事業として国、都道府県及び市町村からの財源を受けて運営する事業となります。地域型保育事業には、以下の4つの形態があります。

- ① 家庭的保育事業（5人以下の子どもを保育するいわゆる「保育ママ」）
- ② 小規模保育事業（6人～19人の子どもを保育する小さな保育施設）
- ③ 居宅訪問型保育事業（原則として1対1で保育するいわゆるベビーシッター）
- ④ 事業所内保育事業（事業所の従業員の子どもと、地域の子どもを併せて保育）

平成 26 年 5 月 1 日現在、認可外保育施設（大阪府届出施設 8 か所）で保育を受けていた0歳から2歳までの子どもの人数は 85 人でした。（定員は 111 名）

平成 27 年 4 月には、本市では 8 つの施設が上記②の小規模保育事業を行う施設となっており、0歳から2歳までの3号認定子どもについて、平成 27 年度以降、毎年 129 人の利用定員（対平成 26 年度 18 人増）が確保されています。

【小規模保育事業の利用定員】（単位：人）

（括弧内は平成 27 年 4 月 1 日現在のエリアごとの施設数）

区分	H27～H31			合計（8）
	東部（2）	中部（5）	南部（1）	
0歳児	12	18	6	36
1歳児	12	25	6	43
2歳児	13	30	7	50
合計	37	73	19	129

5. 市立施設の役割

これまでから市立幼稚園や市立保育所が果たしてきた役割のうち、次に掲げるものについては、今後も市立施設が担い、守口市全体の教育・保育の質の向上を図っていかなくてはなりません。

(1) 重度障がいなど特別な支援が必要な子どもの受入れ

障がいの有無に関わらず、希望する市立・私立の各施設で教育・保育を受けることができる体制づくりが必要ですが、重度障がいなど、受入れに際して特別な支援が必要な子どものセーフティーネットとしての役割は市立施設に期待されると考えられます。

(2) 就学前教育の充実と小学校との円滑な接続のための取組み

就学前に受けた教育・保育は、子どもの成長に大きな影響を及ぼします。乳児期からの豊かな心情を育む保育を実施するとともに、3歳以上の子どもたちに対しては質の高い幼児教育を提供することが「学びに向かう力」を養うために非常に重要です。特に、経済的に厳しい層ほど質の高い就学前教育・保育を受けることで子どもの発達における格差を緩和できるとの報告があり、そのような教育・保育の実現に向けた基礎研究と組織力を活かした実践は市立施設が果たすべき役割であると考えます。

また、小学校との連携をさらに強めながら、小学校との接続期のカリキュラムを作成し、子どもたちが小学校での学習と生活に円滑に移行できるよう努めます。

(3) 多様なニーズへの対応

休日保育事業、特定保育事業、病児保育など、ニーズ量が限られているものの、保護者と子どもにとって必要性の高い保育サービスで、私立の教育・保育施設だけでは対応しきれないものについて、市立施設が一定の役割を果たすことで、市の子育て支援施策の充実に寄与すると考えられます。

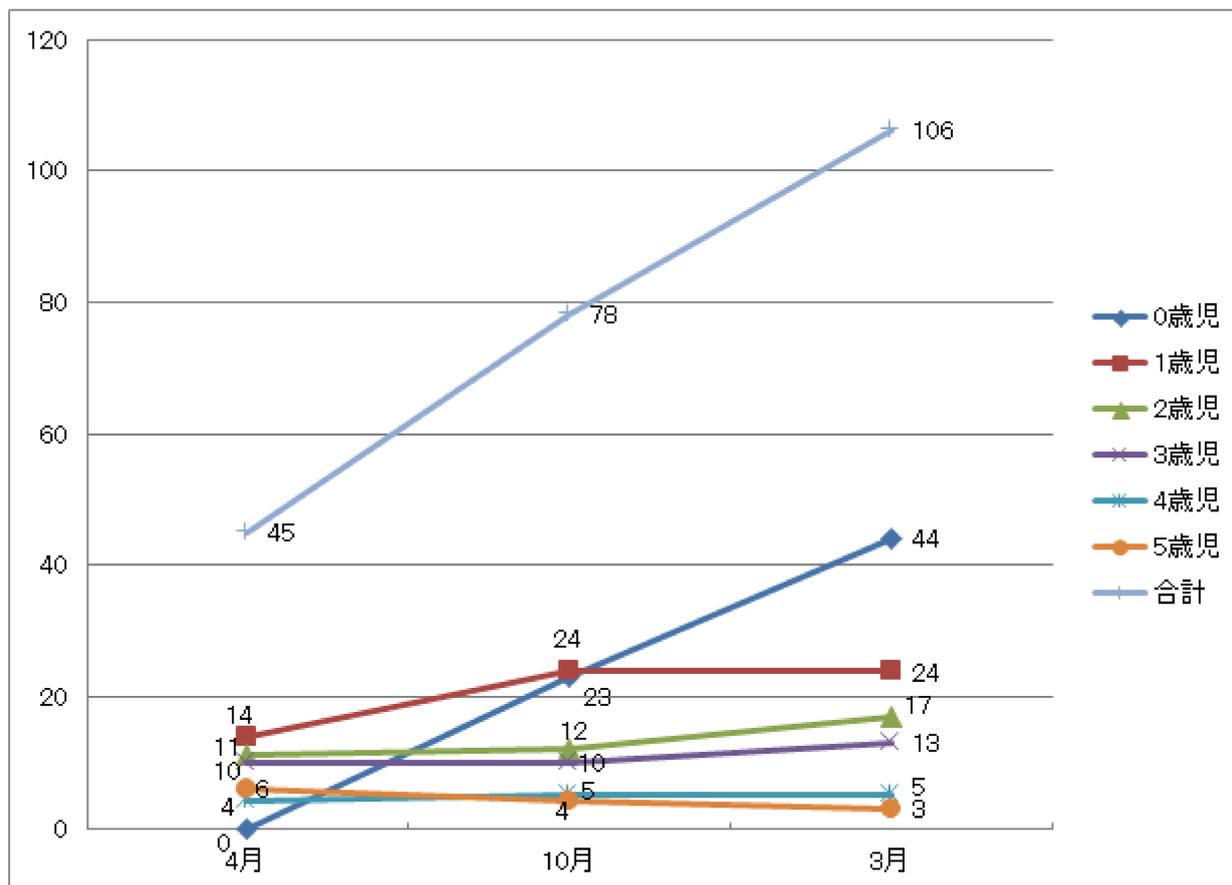
(4) 年度途中からの保育ニーズの受入れ

私立保育園や私立認定こども園では、年度当初に既に認可定員を超えて、子どもを受け入れている園がほとんどですが、年度当初の待機児童のうち特に0歳児については年度途中で保育ニーズが増加します。そこで、市立保育所の集約化に伴う保育士の集中配置等により年度途中の保育ニーズにも柔軟に対応し、待機児童の解消を図ります。

(5) 地域における子育て支援

認定こども園には、通常の就学前教育・保育のほか、地域における子育て支援に関する事業を実施することが義務づけられていることから、一時保育事業や子育て相談事業等を実施し、保護者のニーズに応えます。

【平成26年度中の年齢別待機児童数の動き】（単位：人）



6. 市立施設の再編に関する基本原則と留意点等

(1) 再編整備の基本原則

市立幼稚園及び市立保育所の再編整備は、単なる行政コストの軽減のために行うものではありません。運営経費や維持管理費用の低減を図りながら、待機児童を解消し、併せて教育・保育の質を高めるための取組みを実施するために行うものです。

また、今後の就学前子どもの人口減少を踏まえるとともに、待機児童の解消を図りながら適切な認可施設数を維持する観点から、市立施設の再編整備と民間事業者によるさらなるサービス提供を促進します。

上記を踏まえ、市立幼稚園及び市立保育所の再編整備を計画するに当たり、以下のとおり基本原則を定めます。

【再編整備に関する5つの基本原則】

- | | |
|-------|--|
| 基本原則1 | 就学前の教育・保育サービスは民間事業者からの提供を基本とすることを踏まえ、市立の特定教育・保育施設は、教育・保育提供区域ごとに1施設とする。 |
| 基本原則2 | 市立の特定教育・保育施設は、1号定員、2号定員、3号定員の各利用定員を設ける幼保連携型認定こども園とする。 |
| 基本原則3 | 市立幼保連携型認定こども園は、市立小学校と一体的な環境を保つよう努め新築により整備する。 |
| 基本原則4 | 市立幼保連携型認定こども園においては、1号認定子どもにあつては3年保育、2号及び3号認定子どもにあつては市内の私立保育園並みの延長保育を実施する。 |
| 基本原則5 | 市立幼保連携型認定こども園は、障がい児や特別な配慮を必要とする子どものセーフティーネットとしての役割と、小学校との円滑な接続を図るための先進的な調査研究と実践の場としての役割を果たす。 |

(2) 再編整備の留意点

市立幼稚園及び市立保育所の再編整備を行うに当たっては、次の点に留意して、利用者である子どもや保護者による戸惑いや不安を生じさせないように努めます。

① 市立幼稚園及び市立保育所での教育・保育水準の継承

市立幼稚園では、現在、平成21年6月に市教育委員会が策定した「公立幼稚園の適正規模に係る実施計画」において、それまでの定員である4歳児33名、5歳児35名の定員を見直し、平成24年度から両学年の学級定員を30名としています。市立幼稚園の市立幼保連携型認定こども園への移行又は民間移管に当たっては、学級定員に関する現行の水準を維持します。

また、市立保育所では、きめ細かな保育を実施するために保育士1人に対する1歳児及び3歳児の人数（職員配置基準）を国の基準より手厚くしています。すなわち、1歳児は国基準の1対6に対して1対5に、3歳児は1対20に対して1対15としています。市立保育所の市立幼保連携型認定こども園への移行又は民間移管に当たっては、職員配置に関する現行の水準を維持します。

② 通園の利便性への配慮

再編整備の過渡期における通園バスの利用については、利用者負担の軽減を図ります。

③ 市立保育所の在園児への配慮

平成27年度中に行う入所募集の際には、具体的な保育所名を明らかにして統廃合の予定年度等を示し、いつ転所する必要があるかの説明を行います。

また、小学校への入学の前年度に異なった環境に子どもを移すことを避け、平成27年度の4歳児及び5歳児は在籍する市立保育所で卒園できるよう配慮します。

④ 民間移管に伴う十分な引継ぎの実施

市立保育所を民間事業者に移管する場合には、移管前に当該民間事業者との十分な引継ぎ期間を設けるとともに、移管後は一定期間事業者及び本市職員による共同保育を行うことで、一人一人の子どもへの適切な保育を継承するための具体的な方策を講じることとします。

⑤ 幼稚園教諭、保育士その他の職員への研修及び資格取得に必要な措置

市は、市立幼稚園に勤務する幼稚園教諭と市立保育所に勤務する保育士、保健師、看護師、技術職員に対して、認定こども園への円滑な移行に必要な知識・技能の習得のための研修を実施します。教諭と保育士双方がもつ知見、技術の共有を図り、特に障がい児や配慮を必要とする子どもの教育・保育に関する研究等の取組みを継続的に実施します。

また、幼稚園教諭及び保育士に対しては、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に定める保育教諭が有しなければならない資格の取得に必要な措置を講じることとします。

（3）必要な人材の確保

市立認定こども園における教育・保育の質を高次元で維持するために、保育教諭その他児童の発達に関する専門職について、多様な採用形態による確保を図ります。

7. 再編の具体的計画

市立幼稚園及び市立保育所の集約化に関する教育・保育提供区域ごとの具体的な再編計画は、次のとおりです。

施設名称	H27	H28	H29	H30	H31	備考
大久保保育所						
とうだ幼稚園	年度末統合		年度末閉園			・H30年度から新園舎で認定こども園を開園 ・1号3年保育実施
おおくぼ幼稚園	年度末統合					・H28年度からとうだ幼稚園、おおくぼ幼稚園、 にわくぼ幼稚園の園児は一時統合園に移動
にわくぼ幼稚園	年度末統合	設計・入札	新園の建設工事 統合園年度末閉園			
金田保育所			年度末閉園			
佐太保育所			年度末閉園			・園舎解体後、敷地を大阪府に返還
梶保育所	運営法人の 公募・選考・決定	市が仮設園舎を建設 民間業者は園舎設計	梶保育所【仮設】	私立認定こども園 (東部A)		・仮設園を別地に公が建設
藤田保育所		運営法人の 公募・選考・決定	引継ぎ 年度末閉園 民間業者が本園を建替	私立認定こども園 (東部B)		

【東部エリア】

【中部エリア】

施設名等	H27	H28	H29	H30	H31	備考
西保育所		運営法人の 公募・選考・決定	引継ぎ 年度末閉園	私立認定こども園		
外島保育所			市立認定こども園(暫定)			将来的には、市立小学校と一体的な環境を 保つよう努め新築により整備する。
やくも幼稚園			年度末閉園			
八雲東保育所		運営法人の 公募・選考・決定	引継ぎ 年度末閉園	私立認定こども園		H28年度から東部エリアのニーズに対応する ため、定員を増加。

【南部エリア】

施設名等	H27	H28	H29	H30	H31	備考
北寺方保育所		運営法人の 公募・選考・決定	引き継ぎ 年度末閉園	私立認定こども園		
大宮保育所		→ 年度末閉園				
とうこう幼稚園			→ 年度末閉園			
あおぞら保育所	6月開園 →			市立認定こども園		・H28及び29年度は1号は4・5歳のみ。H30年度から3年保育実施

8. 再編整備を推進する体制

再編整備を円滑に推進するために、庁内組織及び行政や移管先法人と保護者の代表等との調整組織を整備します。

(1) 市立幼保連携型認定こども園への移行のための検討準備体制

市立幼稚園及び市立保育所の再編及び市立幼保連携型認定こども園への移行に当たっては、子どもの教育又は保育、職員の執務環境等に影響が生じることが予想されることから、幼稚園教諭及び保育士が加わった検討準備体制を整え、認定こども園への移行に当たっての準備や課題解決のための方策を検討します。

(2) 三者協議会の設置

市立幼稚園及び市立保育所の再編整備に伴う在園児への影響を最小限に止めるため、移管対象の市立施設ごとに、本市、市立施設の移管先法人及び当該移管対象施設に通う子どもの保護者の代表が協議する場として三者協議会を設置し、再編に伴う課題解決のための調整を行います。また、協議の経過等については、保護者などへの周知に努めていきます。

9. 本計画の進捗管理

(1) 本計画の進め方

この計画は、再編の具体的な手順の詳細を定めて別に作成する実施計画に沿って進めるものとし、毎年度こども部こども政策主管課で進捗管理を行い公表します。

また、この計画は、保育を必要とする子どもの今後の増減、私立幼稚園及び私立保育園の認定こども園への移行の動向、利用定員の設定状況など、子育てを取り巻く諸々の環境に大きな変化が生じた場合には必要に応じて修正することとします。

(2) 修正の場合の手続き

本計画の記載事項のうち、再編整備に関する5つの基本原則、市立施設の統廃合の時期の前倒し、市立認定こども園の箇所数の削減又は市立認定こども園の設置場所（※）の変更を行う必要が生じたときは、守口市すこやか幼児審議会の意見を聴くこととします。

(※東部エリアについては、すこやか幼児審議会における、とうだ幼稚園又はおおくぼ幼稚園のいずれの場所が適しているかの議論を踏まえて、本計画で決定することを想定しています。)

資料編

1. 教育・保育施設等に通う守口市在住子どもの状況
2. 各エリアの特性
3. 「幼児の健全育成について」答申書
(平成 13 年 3 月)
4. 「本市の幼児教育における公立幼稚園のあり方について」答申
(平成 19 年 12 月)
5. 「公立幼稚園の運営に係る基本方針」
(平成 21 年 3 月)
6. 「公立幼稚園の適正規模に係る実施計画」
(平成 21 年 6 月)
7. 「幼児の健全育成について」答申書
(平成 23 年 3 月)

2. 各エリアの特性

平成 27 年 3 月現在、各エリアの教育・保育を取り巻く環境には次のような特性があります。

① 東部エリア

- ・地下鉄大日駅周辺を中部エリアに編入されているが 3 エリアの中で、就学前子どもの人数が最も多い。(平成 26 年 5 月 1 日現在で東部:2,336 人、中部:2,014 人、南部:1,970 人)
- ・地下鉄大日駅周辺の特に 2 号認定子ども及び 3 号認定子どもは、東部エリアの教育・保育施設に通う可能性が高いと考えられる。(1 号認定子どもは、通園バスの利用が考えられるのでエリア外への通園も支障が少ないと考えられる。)
- ・大久保小学校におおくぼ幼稚園が、藤田小学校にとうだ幼稚園が、庭窪小学校ににわくぼ幼稚園が、それぞれ隣接して設置されている。
- ・京都守口線以北の幼稚園は市立のにわくぼ幼稚園のみであるが、4 歳児は 6 名となっている。
- ・市立保育所のうち比較的規模の大きい保育所が 2 園所在している。(定員:大久保保育所 150 人、藤田保育所 120 人)
- ・小規模保育事業を実施する施設が 2 か所のみである。
- ・大久保小学校・東小学校統合校の新校舎の供用開始を平成 30 年 4 月に予定。

② 中部エリア

- ・小規模保育事業を実施する施設が 5 か所ある。

③ 南部エリア

- ・平成 27 年 6 月に市立あおぞら保育所が、敷地内に定員 150 人で開設された。
- ・寺方保育所及び南保育所は平成 27 年 5 月末で閉園となる。
- ・小規模保育事業を実施する施設が 1 か所しかない。
- ・平成 27 年 4 月、市立樟風中学校が開校。
- ・平成 28 年 4 月、小中一貫校が開校予定。
- ・平成 30 年 4 月、寺方小・南小統合校が開校予定

幼児の健全育成について
答申書

平成13年 3月

守口市すこやか幼児審議会

目 次

はじめに	1
1 幼児の健全な心身	4
(1) 育ちの道筋	
(2) 遊びの中で育つ	
(3) 身近な環境	
(4) 女性・母親支援	
2 就学前児童施策の再構築	8
(1) 家庭・地域・行政の基本的な役割	
(2) 地域の子育て力の再生	
(3) 就学前児童施策のシステム転換	
(4) 公有財産の有効活用	
(5) 保育所と幼稚園の融合	
(6) 環境の整備	
3 在宅子育て家庭への支援	15
(1) 在宅子育て家庭への具体的支援策	
(2) 在宅主婦への生活支援	
4 保育所施策及び運営	19
(1) 公立保育所の現状と課題	
(2) 公立保育所の今後のめざす方向	
5 幼稚園施策及び運営	22
(1) 公立幼稚園の現状と課題	
(2) 公立幼稚園の今後のめざす方向	

はじめに

『子どもを健やかにどう育てるか』ということについては、過去から永遠のテーマとして機会あるごとに大いに議論され、今日に引き継がれてきたところです。

戦後の貧困期に始まり、高度経済成長期、バブル経済の好況と崩壊から、現在の不安定な経済変革期へと続く社会経済の変遷は、子育てをする家庭にとっても、さまざまな変化と影響をおよぼすこととなりました。

従来の子育て家庭に対する情報源は、自分たちの親や年輩者の子育て経験による知識とかかりつけの医師の助言、そして、わずかに出版されている育児書などに限られていました。今日では、それに比べると多くの情報源があり、子育て情報が容易に入手できる時代になったといえます。

しかし、多様な情報があるにもかかわらず、少子化や近所づきあいの希薄化、子育てへの意識変革などにより、子育てをすることが一面ではたいへん難しい時代になったといわれています。

複雑化する社会環境のもと、家庭における育児力・教育力の低下が指摘されるなかで、家庭だけによるその回復と向上もまた困難になりつつあるうえ、さらに今後は、低成長経済への移行と少子高齢化がいつそう進行するなど、社会経済の構造そのものが大きく変化することが予想されます。

社会情勢が変化していくなかで、いまの時代の子育てを十分に全うしていくためには何が必要なのか、守口市における子どもたちの「誕生」に、健やかな「育ち」をどうもたらしていくのか。市として、早期に取り組むべき事項及び将来を見すえた中・長期的な展望をあわせもった事項を包含した、新たにかつ的確な子どもの育ちと親の子育てを支援する今日的な幼児施策の形成と実施が急務であるといえます。

これまでの幼児施策といえば、そのエネルギーの大半を保育所における保育施策と幼稚園における幼児教育施策にそそがれてきましたが、昨今は、保育所・幼稚園の枠をこえた子育て環境整備への期待感が高まっております。特にこれまでは、在宅における子育て家庭に対する視点が希薄であった感があり、その支援施

策の強化がことに急務であります。そして在宅児、保育所児、幼稚園児の就学前児童すべてをとらまえた、バランスのよい総合的な政策形成が必要であります。

しかし現在、公立保育所・公立幼稚園に要している運営経費が莫大な額となっているという問題を抱えている状況のもと、新たな幼児成育支援施策の実施を目指す場合、さらに公費を積み上げることとなれば、行政の公平性という点において、市民合意が得にくいといわざるを得ません。

そのためには、公立保育所・公立幼稚園を改革し、その運営の効率化を実現することによって得られる財源をもって、保育所・幼稚園施策ではまかなえない社会ニーズにこたえる新たな幼児施策に対する原資とすべきであると考えます。

また、地域で生活する子育て家庭にとって、地域の施設や人材の果たす役割の大きさについて、家庭も地域も行政もその認識を欠いていたという側面もあり、「社会全体で子どもを育てる」という視点で考えることが大切であるといえます。

加えて、子育て中の家庭が自らが地域とのかかわりを深めていく姿勢をもち、また地域社会の人たちからも思いやりと協力が得られるという地域社会の形成が可能になるような人間的な思いやりのある街づくりを目指さねばなりません。

以上述べてきた基本的な考え方のもと、市民自らの選択と責任の時代に移行しつつあることを踏まえ、家庭・地域・行政の果たすべき役割を明らかにすることによって、現行幼児施策の抜本的な再構築と将来にむけたシステムづくりを急ぐ必要があります。

また、21世紀に実現が期待される男女共同参画社会にむけて、従来社会制度や社会通念上、「育児」を女性の役割とし、男性は経済的に支援するものと位置づけられてきた「男は外、女は内」という性差によって区別されていた男女の役割を見直し、男性も女性も均等の立場で育児にたずさわり、かつそれぞれの個性を発揮して人間的充実を得られる社会に変革していかなくてはなりません。

これからは、特に子どもを産む性である女性が、子育ても自己実現をも両立できるライフプランニングをしていく時代になると考えます。その観点からは、子育て各期の楽しさや充実感を十分味わえることができる子育て支援が市民から求められていると考えられます。

いま、子育てを自分の手でしようとしている人たちが、子どもの育ちを理解し、子育ての不安を少なくして、子育てへの抵抗感を少なくするような支援策が必要

です。

子育てをする家庭はもちろんのこと、地域社会すべてのものが子どもの小さな成長の積み重ねを相互に共感し、「子どもへの愛情」が自ずと発露される意識の醸成と社会の創造を、今後の子育て支援の基本理念とされることを強く望むところであります。

1 幼児の健全な心身

(1) 育ちの道筋

この世に生を受けた子どもは、どんな手も寄せつけない厳然とした個としての育ちの核をもって、他の誰とも違う一人の人間として生まれてきます。しかし一方、多くの手が添えられること無しにその子らしい固有の特性として生きられることは不可能です。人間としての発育発達を十分に呼吸することを通して、子どもは自分らしい存在を創りあげていくのです。

乳幼児期の育ちの原点は「からだ存在」が温かく心地よいこと、すなわち「在ること」に安住できることといえます。おおらかに食べ、眠り、排泄し、そして優しい抱っこ、そのような快さの中で人間の感情発達にかかわる大脳の古い皮質は伸びやかな活動が可能となり、身近な人、物、事柄に対する興味や豊かな感受性が育っていきます。乳幼児期の精神・身体的発育は人生のどの時期よりも速度が速く、怒りや恐れ、嫉妬や喜びそして得意さなどの感情は2歳頃にはほぼ大人と同じほどに分化・発達するといわれます。それらの感情体験は古い皮質にしっかりと記憶され、その後の体験を支えます。したがって逆に「在ること」が冷遇されたり脅かされるとき、この脳の中心部は萎縮し発達は抑制されてしまうのです。

やがて成長にともない、学校教育などの知的・文化的活動は、主として大脳の新しい皮質で行われますが、それは幼児期における、古い皮質の十分な活動を土台にしてはじめてその意味も価値も広がり深まっていくのです。

子どもが健康であることは、世界保健機構（WHO）の定義を待つまでもなく、単に病弱でないということにとどまらず、からだ・心・さまざまな環境への興味関心、活動性に生きるエネルギーが充ちていることなのです。

(2) 遊びの中で育つ

自分の手足と戯れる乳児、食べるわけでもない土まんじゅう作りに夢中になって共同作業をする幼児たち、チームのためにすり傷もがまんしてサッカーをがんばる年長児、身体感覚、知的思考、優しさ、忍耐など、子どもたちは遊びを通して自分に挑戦し、他者存在の意味を認識し、精一杯のアイデアで彼ら自

身の文化を創りあげていきます。ことに3歳頃からは、遊びこそが子どもの成長の各期に応じた子ども同士による育ち合いを高めあっていくのです。

したがって、子どもたちの健やかな育ちを保障することは、子どもたちが思う存分遊ぶことができる環境を用意することになります。もちろん、いつでも大人たちの手がさしのべられる用意も重要です。子どもたち同士はもちろん、子どもと親たち、親たち同士、そして地域のさまざまな人との遊びやふれあいの場が用意されることは、分断されつつある地域の人たちの心身を活性化し、地域社会の連帯をも創り出す契機になるのではないのでしょうか。

(3) 身近な環境

乳幼児が初めて接する他者は、母親や父親あるいはそれと同等の保護者です。これらの人たちの手によって、小さな子どもたちはようやく今日一日の生命が保障されるのです。また、これらの人たちとふれあうことを通して、他者存在の意味、他者と自分の関係づくりを学習していくのです。したがって、人としての成長など育ちを決定づけるもっとも原初的で重要な環境が家庭であるといえます。

しかしながら近年、社会の複雑化、技術・情報の高度化と多様化あるいは経済政策の低迷などにともない、大人たちの不安やストレスは次第に増大する傾向にあり、家庭は子どもの育ちにとって必ずしも良質の環境ではなくなってきています。加えて核家族化は若い親たちの子育て・育児を社会から隔離しつつあります。その結果、子どもの育ちの道筋が忘れられ、子育ての智慧にふれる機会もなく、過保護や過干渉そして放任、虐待など子育てや教育力の低下となって顕在化してきています。当然この影響は子どもたちの心とからだに直接反映することになっていきます。

育児や子育ては、まずそれにかかわる親や身近な大人たちが心身ともに安定していることが大切と思われます。そして、それを少しでも支える「力」が地域社会ということになります。子どもは親に属するものであると同時に未来社会を築いてゆく「私たち」であるともいえます。

これまでの親たちが地域社会の先輩たちの励ましや助言に支えられて子育てをしてきたように、若い親たちを支えることができるのは、新しい価値観にも

とづく地域の人たちであり、またそれを可能にする行政による優しさのシステム提供といえます。

また一方では、従来どおりに親たちが地域とふれることができれば、小さな子どもたちはより自然に地域の人たちにふれることになります。子どもたちの視野の中にさまざまな違いをもった人たちが直接・間接にふれあうことは、自分をも含めた他者の許容的感性を育てることになるでしょう。それは21世紀バリアフリー社会の礎ともなります。

(4) 女性・母親支援

社会・経済構造などの変化を含み込みながら、今日、女性たちの人生観や価値観は大きく変化しつつあります。自己の能力に挑戦したい、社会との接点を持ちたい、経済的自立を得たいなど、人間としてのしごく当然の希望であり夢であるといえます。それは子どもを産み・育てたいという女性性に根ざした要求と何ら変わらないものです。ただ、現今の状況では子どもを産み・育てることは、あまりに女性だけの負担に偏っているために、責任の重さと不安の大きさに尻込みをしてしまうのです。

子育ても自己実現も女性にとって当然自然であるという意識が社会に根づくなら、女性たちは多少の不安を乗り越えて子どもを産み・育てることの楽しみや仕事・趣味では得られない自分の成長をかけた選択するのではないのでしょうか。そのためには女性たちの周りにそのような情報やシステムが温かく整備され、発信されていることです。

女性・母親の心身が安定し、近隣地域をはじめとした援助や子育てのための豊かな時間と空間が保障されていることを確信したとき、女性たちは肩の力を抜いて自分の人生のなかに子育てを位置づけることができるのです。そのような母親、そして父親に見守られてはじめて子どもは心身ともに健やかに伸びていくことができます。

子どもが心身ともに健やかに育つためには、もっとも身近な大人たちの心身がバランスがとれて健全であることが大切なことは言うまでもありません。昨今は、親たちの長時間就労や変則勤務にともない、子どもたちの生活リズムが変容しつつありますが、これらの状況をも視野に入れて、保育所や幼稚園、そ

して家庭、地域、行政が十分な連携、工夫をする必要があります。

守口市における幼児の健やかな育ちのために、市は常に子どもの視点に立って、家庭、保育・幼児教育現場、地域社会そして行政間における層の厚いネットワークサービスの提供に配慮する必要があると考えます。

2 就学前児童施策の再構築

現在、市が直面している就学前児童施策に対する課題は、①子育て家庭への社会が一体となった支援 ②保育所・幼稚園施策の質的充実 ③公立保育所・公立幼稚園運営の硬直性と過重な財政負担 の3点に集約することができます。

これらの課題は、それぞれが相互に関連するものであり、ともに課題解決されることによって、より大きな成果が期待できるものといえます。

課題解決のための政策形成にあたっては、従来の慣習・慣行にとらわれることのない柔軟な発想をもって、抜本的な施策の再構築を目指す必要があります。

(1) 家庭・地域・行政の基本的な役割

子どもはもともと親を信じ、絶対的な愛情を抱いています。親と子の信頼関係のもと、家庭は幼児期における基本的な生活習慣や生活能力を育むところであり、子育ての原点といえます。

加えて、地域社会からの多くの理解と愛情、そして行政も加わった厚みのある支援を得ることによって、家庭は孤立感や不安感を解消することとなり、ひいては子どもの健やかな成長につながります。

そのためには、人々が人間的な相互精神を持つことが肝要ですが、そうした社会の実現のため、社会資本・子育て環境の充実に力を入れる必要があります。すなわち、人々の集える公園や地域コミュニティーの充実、子育てに配慮した街並みやトイレ・エレベーターの設置、子育て支援の重要性を訴える広報活動・情報公開等、「子育て・子育てにやさしい政策」が徹底される姿勢が必要であるといえます。

○家庭

家庭における育児力が低下したことの背景には、子育ての伝承が薄れて方法論が希薄化したことや競争原理に基づく子育て観の流行による親の焦りなどの社会的な要因はありますが、子育てを家庭だけのこととして閉じこもってしまうことや、逆に子育てを社会や行政にまかせ過ぎてしまうといった、親自身の考え方によることも一因である現象が存在することもみつめ直す必

要があります。

子どもの心身調和のとれた発達のためには、その基本は家庭における保護と教育にあることを自覚し、家庭内での育児力を向上するため、家庭は主体性をもって、子どもに対する愛情と育児の見識を高める努力が必要です。

ことに、父親の子育てへの積極的な参加は、育児上も社会的にも今後、重視すべき要点であるとともに、なにより母親の過重な負担をやわらげ、子どもにとっては、大人のストレスの被害をこうむらない望ましい子育て環境が現出することにつながると考えられます。

市がおこなった、子育てアンケートの中で、「子育てに必要なもの」の問に対し、突出して回答数の多いのが、「配偶者のサポート」でした。父親が、子育てに関わりにくいという日本社会の現状を改善すべく、市は、父親の子育てへの参加について、あらゆる機会を通じ、その啓発と促進に努めることが必要であるといえます。

○地域

親と子それぞれが、いろいろな人とふれあうことは、子どもの心とからだの発達にとっても、また家庭の育児力の回復と向上にとっても、多くの場合、望ましい結果を生みます。

一方今日、子どもや子育て家庭に対するやさしさが、まわりの地域社会から薄れつつあることも事実です。

家庭が楽しさと喜びをもって子育てをし、子どもたちがのびやかに成長する社会は、同時に明るく生き生きとした地域社会を築くことにもつながります。

今まさに、子育てに悩む家庭に対する思いやりと協力が求められており、家庭とともに地域ぐるみで子育てを支えていくということを地域自らも自覚し、地域社会が子育て家庭を受け入れる活動と支援が極めて必要であるといえます。

そういった意味で、地域社会は共同体意識をもって相互に支えあうことが、個々人の抱えるさまざまな問題解決に役立つということを認識し、地域がさまざまな活動を通じ、その構成員である各家庭とのかかわりを深めていくと

ともに、必要なときには行政にも働きかけていくという地域発信型の自主的な姿が求められています。

○行政

子育てには、家庭の自立した活動、そして地域の人的・物的環境の整備が基本ですが、家庭や地域にとって、取り組みが困難なことから行政がかかわることによって、より高い効果が得られることがあります。そのため、家庭と地域の果たすべき役割を踏まえ、行政が本来担うべき役割と責任に基づき、明確にその方向性と施策を示さなければなりません。

市には、保健・医療・福祉・保育・幼児教育それぞれ子育てにかかわる分野に専門機関をもち専門職員が配置されていますが、その業務内容は現行所管する範囲内の限られた事業と、かつ一機関単独の活動にとどまっており、子育て支援に対する広い視点と連携体制の整備の面において、対応の遅れがみられます。

そのため、各機関の現行所管事業に加え、広い視点をもって、子育て支援事業を明確に位置づけるとともに、さらに各機関と事業の連携を強化した総合的な子育て支援システムを構築する必要があります。

ことに、地域の自主的な活動を支援するため、地域にある公共施設を利用する側にとって使いやすくすることや地域のサークル・団体との接触を深めること、また人材の養成・確保など地域社会と多面的で実効性のあるかわりをもつことが必要です。

(2) 地域の子育て力の再生

子どもの健やかな成長と明るく生き生きとした子育てには、地域社会の理解と協力が不可欠であることについて、前段において種々指摘してきました。

以前の子育ての社会資本が未熟な時代には「となりのおにいちゃんおねえちゃんや近所のおじさんおばさん」といった、時にはやさしく時にはきびしい人たちが、地域での子育てを支える力になっていました。

近年の社会・経済の激しい変化が、そのような地域の関係を薄れさせてきましたが、そうした人たちの価値観の変様を踏まえたうえで、新たな地域の

子育てを支える力を考えていかなければなりません。

地域の子育て力は、行政からのいかなる支援策よりも温かく心強いものであり、地域の子育て力を今日的に構築することが、子育て家庭への支援のもっとも有効な力となるものと考えます。

○既存の地域組織

民生児童委員・公民館地区運営委員会・PTA・町内会・こども会など地域にはいろいろな組織があり、それぞれの分野で歴史と実績に裏づけされた地域活動を行っています。

まず、これら組織にむけた、地域における子育て支援についての理解と協力を得るための行政からの取り組みを始める必要があります。

○新たな地域組織

一方、地域のなかで子育てサークルや子育てに関心のある人たちによる組織づくりも必要です。

そのため、そうした組織づくりや円滑な運営のために情報提供や啓発など、組織の育成策を進めていく必要があります。

○地域組織への支援

地域活動の本旨はその自主性にあるといえますが、動機づけ・情報提供・啓発・人材育成など行政からのサポートも重要な役割を担っています。

後段の「子育てへの総合支援拠点」の章で示しています“総合的な支援拠点”が中心となって、既存の地域組織からの理解と協力、そして新たな組織の育成にむけ、行政からのそれらへの組織支援も重要です。

(3) 就学前児童施策のシステム転換

○平成12年4月1日現在における就学前児童数の50%、また3歳未満児では83%が、保育所・幼稚園に通っていない在宅児童です。

今日、在宅子育て家庭の育児不安やストレスといったことが社会問題化しており、在宅子育て家庭に対する子育て支援の強化が求められています。

一方、就労形態の多様化や社会環境の変化などから、保育所及び幼稚園に対しても、新たな施策へのニーズが生まれてきています。

○また、離婚などさまざまな理由によってひとり親家庭が増加しており、今後さらに増加傾向で推移するものと見込まれます。子どもの健やかな成長を願うとき、ことに母子家庭にあつては、経済的基盤の確立が困難かつ大きな課題となっており、母親への就労支援が極めて重要であります。そのため、各就学前児童施策の形成と実施にあつては、ひとり親家庭への育児と就労に対する配慮を盛り込んだ総合的施策が必要であると考えます。

○一方、平成11年度の公立保育所運営経費が約36.5億円、児童数1,664人（月平均児童数）に対し1人当たり年額平均219万円が、公立幼稚園では、運営経費約5.0億円、児童数627人（月平均児童数）に対し1人当たり年額平均81万という、多大な経費となっており、在宅児童とのサービスバランスにおいて、偏りと不公正さが生じています。

また現在、公立保育所・公立幼稚園では、自らの改革機能が低下するなか、その運営には硬直化がみられ、新たな施策を実施するとなれば、さらなる財源をとまなう、いわゆる積み上げ方式となり、いま以上のアンバランスを助長することが予想されます。

○以上のことから、新規施策にむけた財源の捻出と就学前児童全体ごとに在宅児童に配慮した適正なサービスバランスという観点から、公立保育所・公立幼稚園の改革をおし進める一方で、新たなシステムを構築し、在宅子育て家庭への支援の強化と保育所・幼稚園事業の質の向上を図っていく必要があります。

(4) 公有財産の有効活用

○現在、守口市では小・中学校の児童・生徒数がピーク時の半数以下に減少したことによって、多くの学校余裕教室を保有しています。

学校運営に際しても基本的に学校側の自主責任が重んじられるべきですが、学校が地域社会に開かれ、かつ地域との連携の強化が求められる時勢のなか、学校余裕教室は学校教育分野の財産という枠をこえ、今日地域教育と地域福祉への資源としての活用が考慮されていい時期が到来していると思われま

子育て支援という視点からも、その施設の利用に大きな期待を寄せるものです。

○活用の一例として、遊ぶ場や活動の場の確保に悩む子育て家庭や子育てサークルへの開放を強く望むところであり、これによって幼児にとっては、異年齢児とふれあう機会が得られるとともに、学校という場への慣れ親しみが培われることとなります。

○また、保育所待機児童対策と子育て支援施策の面から、学校余裕教室を保育室に転用する分園型保育所など、広く保育所施設や子育て支援施設への転用についても、前向きに検討する必要があるといえます。

○公民館は、地域のさまざまな年齢層の人が集う、地域社会の拠点施設であります。

子育て家庭の親子が、公民館を利用することは、子育て家庭同士の交流にとどまらず、地域社会との連帯性が得られることにもなり、また地域社会にとっても自らの活力を高めることにもつながるという点において、意義があります。

そのため、公民館では事業と施設の両面において、子育て家庭や子育てサークルに対し、広い観点から館の利用を促進する姿勢が求められています。

(5) 保育所と幼稚園の融合

○保育所と幼稚園は、3・4・5歳児については同じ年齢の幼児を保育及び教育する施設であり、子どもたちはともに地域で育ち、ともに小学校へ就学します。そういった意味で、保育所と幼稚園はそれぞれがもつ特性をいかしつつ、小学校就学前の社会性や人間性などの習得と小学校教育との連続性において、公立、私立を含め保育所と幼稚園がともに研究・協議する機会、さらに小学校とも交流の機会が必要です。

○また、公立の保育所と幼稚園にあつては、保育士と幼稚園教員双方の資格をもつ職員の人事交流は、保育と教育の融合という面のみならず、効率的で柔軟な運営という面においても有効であるため、その実施を検討する必要があります。

(6) 環境の整備

○市の子育てアンケートの中の、「生活環境で必要なもの」の間に対し、もっとも多い回答が、「公園などの遊び場」であり、子育て家庭が公園の整備を強く望んでいることがうかがえます。

遊ぶ場と交流の場が量と質において確保され、かつ日常の生活の場が安全であることは、子どもと親にとって基本的な願いです。

○そのため、市は公園の衛生の向上と、幼児が遊べる遊具の整備に努めるとともに、身近な公共施設においても、幼児と親にとって居ごごちのよい施設として、より一層の整備に努める必要があります。

また、安心してベビーカーで通行できる道路の整備にも配慮する必要があります。

3 在宅子育て家庭への支援

保育所・幼稚園の入所（園）家庭にとっては、保育士や幼稚園教員という専門家や他の親・子同士とのかかわりが得られています。在宅子育て家庭には日常、専門家や他の親・子とのかかわりが少なく、加えて地域社会との関係も決して濃密なものではないことから、在宅子育て家庭で孤立感や不安感を感じる人にとって、精神的な重圧は計り知れないものがあります。

幼児・児童にかかわる昨今の社会問題のなかにも、そういった在宅子育て家庭の子育て環境に起因するものが多く含まれているものと推測されます。

また、これまでの市の幼児対策行政に在宅子育て家庭への視点が希薄であった感はいなめず、0歳から就学前期までの幼児の年齢やさまざまな家庭環境を考慮した総合的な政策形成と実施が急がれています。

とりわけ、守口市では0・1・2歳児の83%（平成12年4月調べ）が在宅児童であることから、低年齢児を育児する家庭への支援施策に重点をおいた取り組みが必要です。

(1) 在宅子育て家庭への具体の支援策

親のさまざまな価値観とそれぞれ異なった家庭環境がからみ合ったなか、子育て家庭への支援には、単独の施策や一方向からの手だてのみでは、決して実のある成果は得られません。

そのためには、子育て家庭がおかれている現代の複雑な環境を十分把握したうえで、身近な地域社会と専門性をもつ各行政機関とが連携を図るなか、一体となった支援体制を構築し、施策を実施していかなければなりません。

そういった前提のもと、以下の施策の実施を提案します。

○子育てへの総合支援拠点

子育てに困ったときや悩みがあるときに、解決したり解決の手がかりを得たり、あるいは子育て中の仲間と話しあいたいときなど、気軽に電話で問い合わせたり、出かけて行ったりできる身近な施設が求められています。

ここでは、子育てに関する相談・指導・交流・情報・学習などにつき、す

ばやく的確に対応するため、各専門機関や地域の指導的立場にある人たちとのネットワーク体制も備えておく必要があります。

そのためには、保育所・幼稚園その他福祉・教育関連施設などを活用した支部的な支援拠点とそれら支援拠点をサポートする総合的な機能を備えた本部的な拠点施設とがネットワークされた体制がより効果的であると考えます。

その場合、市の医療・保健・福祉・教育などの各分野の機関との協議のもと、本部的な拠点施設は子育て支援関連施策の立案と実施にむけた中心的な役割を担うこととします。

また、同拠点施設の設置に際しては、可能な限り市民の意見を取り入れるとともに、運営においては、できるだけ利用者やサービス提供者の主体性が発揮できる体制を検討すべきです。

なお、以下に実施すべき各子育て支援事業を示しますが、この子育ての総合支援体制の整備のもと、各事業が体系化され効率的に実施されることが望まれます。

○子育て相談

最近、子どもとの接触体験に乏しいまま親になるケースが増え、そのため育児不安をかかえる家庭が多く、また子育てを受け止める地域社会の形成も十分とはいえず、育児ノイローゼや虐待といった事態に至ることも懸念されます。

子育ての不安や悩みにはさまざまなケースがあり、これに対し医療・保健・福祉・教育など各分野が、その専門性をいかしながら迅速な対応を図るためには、各行政機関が連携を密にした総合的な相談体制を整備することが重要であり、同時に身近で気軽に相談できるという点についても配慮が必要です。

また、子どもの心理やからだの発達などについて、より広く市外の専門機関や専門家との連携も必要です。

○子育てサークル

子育て中の親同士が、子育ての楽しさやつらさを共有しあい、子どもは、

子ども同士の交わりをもつことは、親と子に喜びを与え、成長の糧になります。

しかし、守口市では活発に活動している子育てサークルもありますが、組織数が極めて少なく、だれもがいつでも参加できるという状況ではありません。

また、子育てサークルは自主的な活動にその本旨があるといえますが、現状は活動場所と地域社会からの理解という面において、決して十分な環境下にあるとはいえません。

そのため、市では活動の場として、学校余裕教室の提供や公民館など公共施設の利用の促進に努めるとともに、指導者の派遣や養成に努めることも必要です。

また、核家族のため、他人とのかかわりの少ない高齢者や地域の他の人たちが、子育ての経験をいかし、子育てサークルの活動をサポートするなど、高齢者行政との連動も必要です。

○学習機会

孤立した状況にある在宅の母親は、自らの生きがいや話し相手・相談相手を求めており、子育て中の母と子が集い、ともに学ぶ学習の機会や交流の機会など社会的接点を望んでいます。

閉じこもりがちな日常生活にあって、学習する機会を通じた知識との新鮮な出会いや仲間との交流は、新たな生きがい・ライフスタイルを発見することにもつながります。

また、市の子育てアンケートの「子どもが原因のストレス」の問に対し、「一日中子どもと向き合う」「自由な時間がない」の回答をあわせると、2番目に多い回答数となり、子育て中の母親は自分の時間をもつことを望んでいることがうかがえます。

以上のことから、参加しやすい最寄りの会場で、内容や継続性などを配慮し、体系的にプログラムされた母親セミナーなどの学習機会を開催することは、有意義であると思われます。なお、その場合保育付きの実施が望まれます。

さらに、家族がみんなで楽しくそして暖かくなる方法を体験できるような、父親や子どもと一緒に行動する家庭づくりの体験学習の開催も有効です。

○一時的保育

勤務形態の多様化による変則的な勤務時間によるもの、子育てにともなう精神的ストレスからの解放、また思いがけない緊急な用事などで、子どもを一時的に預かる一時保育サービスは、子育て中の家庭にとって、頼りになるニーズの高い保育サービスであります。

一時的保育は、今後さらにニーズの高まりが予想されることから、多様な資源の活用はむろんのこと、さまざまな供給資源の創造や工夫などにより、これの対応を検討する必要があります。

しかし一方、保育施設における一時保育にとらわれることなく、地域における相互支援を基本とした、依頼者と援助者との合意による、在宅での一時保育サービスの実施についても、今後検討する必要があります。

(2) 在宅主婦への生活支援

家庭で子育てする母親は、孤立する環境のもと、社会のなかで自分の居場所を求める人も多く、そうした人々にむけて、子育ての支援拠点施設がいわば母親の憩い、自己向上の場となるとともに、生活支援としてハローワーク的機能を備えることは、子育て支援拠点が母親の労働という一面とのかかわりももつ、市民に開かれた施設として市民の合意を得ていくことに、特別の意味を持つものと考えられます。

4 保育所施策及び運営

人間一人ひとりそれぞれの生き方が尊重される社会へ、そして、また一方就労形態や生活形態が多様化する社会へ進みつつある現在、保育所に対してもさまざまな保育サービスが用意され、利用者が望む保育サービスを自らの判断で選択するというシステムが求められつつあります。

そのためには、選択される側の保育所も利用者に選択されるだけの資質を備えていること、さらに選択の前提として、保育サービスの内容について、正確な情報が開示されていなければなりません。

利用者が保育所を選択できる情報を提供し、そして保育所がその質を維持・向上するための点検と支援をすることが、市が果たすべき行政としての公的責任の一つであるといえます。

(1) 公立保育所の現状と課題

- ・民間保育所に比べ、特別保育事業の実施率が低い。
- ・地域への子育て支援事業が実施されていない。
- ・待機児童がいるのに、入所率が84%と低い。(平成12年4月調べ)
- ・保育士が高齢化している。
- ・民間保育所の2倍以上の運営経費を要している。

以上が、現在公立保育所がかかえている課題と考えます。

公立保育所が真に市民の保育ニーズに答え得ているのかどうか、さらに地域からの子育て支援への期待などを勘案すると、いま公立保育所は変革と進化が求められているといえます。

しかし、現状の体制と運営の上に新たな施策を積み上げ方式で実施するとなると、さらに高コスト体質を助長するという閉塞状況にたち至ってしまいます。

(2) 公立保育所の今後のめざす方向

○民間活力の導入

大阪府下では、公立保育所と民間保育所の設置比率は、公立55%、民間45%とやや公立が多い程度ですが、守口市の場合、公立：87%（20園）、民間：13%（3園）であり、公立の比率がきわめて高くなっています。

守口市の公立保育所と民間保育所の現状を比較をしてみると、以下のようになります。

①特別保育事業（平成12年度調べ）

長時間保育 公立：11時間 民間：2園が12時間、1園が12時間30分

一時保育 公立：未実施 民間：全園で実施

地域交流（育児相談、地域児童との交流など）

公立：未実施 民間：全園で実施

②入所率（平成12年4月1日調べ）

公立：84% 民間：112%

③児童1人当たりの平均運営経費の年額（平成11年度調べ）

公立：219万円 民間：102万円

これらのデータをみると、民間保育所においては、創意と工夫をこらし少ない経費でさまざまな事業を実施していることがうかがえます。

このことから、保育所待機児童の解消にむけた入所枠の拡大、さまざまな保育ニーズにみあった特別保育事業の実施拡大、そして公立保育所への公費負担の軽減という観点から、当面大阪府下並みの公立と民間保育所比率を目指した、公立保育所の民間移管を検討すべきであると考えます。

その結果、各民間保育所が独自の特色を出しあうことによって、さまざまな保育サービスが実施されることとなり、一方公立保育所も自らの改革に努めニーズに対応した保育サービスを展開することによって、公・民含めた多様な選択肢の中から、利用者は望む保育サービスを自らで選択するというシステムが整うこととなります。

○学校余裕教室の活用

昭和23年の寺内保育所の設置を始めに、以来守口市では幼児人口の増加と

女性の就労の増加を背景に、順次保育所の設置を進めてきましたが、近年の保育所入所児の低年齢化に対し、現行施設の規模や構造上の問題から、その対応が困難な施設もあり、受け入れ枠の拡大が十分に図れず、これが低年齢児に相当数の保育所待機児童をうみだす要因になっています。

そこで、守口市が保有する学校余裕教室の現状から、これを保育室に転用することによって、入所を待つ待機児童の解消への方途として、また公有財産の有効な活用という観点からも、これにむけた検討が必要であります。

なお、活用にあたっては、学校側の負担をまねかないよう運営面と施設面において、十分な配慮が望まれます。

○地域への子育て支援

在宅子育て家庭に対し、地域社会と行政が一体となった厚みのある支援が求められているなか、公立保育所は人的にも施設的にも子育て支援のための資源を有しています。

しかし、現在その資源が十分活用されているとはいえず、ことに保育経験豊かな熟練した保育士が、さまざまな機会を通して地域社会に対し、その資質を活用していくことが求められています。

ただし、このことによって、人員増をとれない人件費がさらに肥大化することは避けなければならず、公立保育所の新たな使命として、可能な限り自助努力によって、地域への取り組みを図るべきものと考えます。

○保育士の資質向上

保育の水準を向上させ、保護者のニーズや期待に応えるためには、保育士の役割はきわめて重要であり、保育士の資質の向上に努めなければなりません。そのため、保育士は、日々の保育実践において意識改革を図るとともに、園内・園外研修を通じて質の高い実践力を培うなど、常に積極的な姿勢で自己研鑽に努めなければなりません。

なお、将来保育士を採用するにあたっては、男性保育士の確保にも努める必要があります。

5 幼稚園施策及び運営

幼児教育においては、生涯にわたる人間形成の基礎を築き、そのうえに一人ひとりの子どもの個性が花開いていくといわれています。したがって、その教育を担う家庭、地域社会、そして幼稚園をはじめとする保育施設は、一人ひとりの個性の開花を支援していく重大な役割を担っています。

ところが、近年、さまざまな社会的変化のなかで、子育ての場としての家庭と地域社会における教育力の低下が指摘されています。そして、それに対応するため、幼児教育の専門機関である幼稚園にも新たな役割が必要です。

(1) 公立幼稚園の現状と課題

- ・入園率が約54%と低い。(平成12年5月1日現在)
- ・3歳児保育・預かり保育が実施されていない。
- ・私立幼稚園に比べ、特色ある保育活動がなされていない。
- ・地域への子育て支援事業が実施されていない。
- ・教諭が高齢化している。
- ・私立幼稚園の1.5倍程度の運営経費を要している。

以上が、公立幼稚園がかかえる課題です。

今後、公立幼稚園は、安心して幼児教育を委ねられる園づくりを目指すとともに、守口市における幼児教育全般を視野に入れた、新たな機能を備えた幼児教育センターとして転換していくことも検討すべき時期にきています。一方、少子化による幼児数の減少を背景に、幼稚園の入園率はここ数年51%～54%で推移するなど、そのあり方についても抜本的に問い直さなければなりません。

(2) 公立幼稚園の今後のめざす方向

○幼稚園教育の質的向上

公立幼稚園が、市内の幼児教育の発展に寄与するためには、7園すべての園で教育の質的向上に努めなければなりません。

①教職員の資質向上

幼稚園教育の水準を向上させ、保護者のニーズや期待に応えるためには、教職員の役割はきわめて重要であり、教職員の資質の向上に努めなければなりません。このため、教職員は、日々の教育実践において意識改革を図るとともに、園内・園外研修を通じて質の高い実践力を培うなど、常に積極的な姿勢で自己研鑽に努めなければなりません。

その際、公立幼稚園は、私立幼稚園の参加と協力の下に、また保育所の協力が得ながら、公私立幼稚園間、幼稚園保育所間、幼稚園小学校間での教職員の交流・研修を進めることも、新たな幼稚園構想に有意義であると思われま

す。また、これまでの実践の指導例や、新しい試みの成果を蓄積し、必要に応じてデータベース化して、市内の公立幼稚園等に提供・共有化するシステムの開発を目指さなければなりません。

なお、今後の教員採用においては、男性教員の確保にも努めなければなりません。

②教育内容・方法の改善

公立幼稚園にあっては、一方では、これまでの実践の蓄積を基礎として、本来の幼稚園教育、すなわちより良い教育環境の中で遊びを通して行う総合的な保育のあるべき姿を追求することが求められています。同時に、他方では、時代の要請や社会の必要に応じて、今日的な教育課題に応え、柔軟に教育の内容及び方法を工夫・改善していくこと、あるいは保育に地域の人材活用を積極的に図っていくことが必要です。

今日的な学習課題として次のような内容が考えられます。

- ・一人ひとりの幼児の主体性・社会性を育てるとともに、「心の教育」を推進する。
- ・自然体験や社会体験、地域の行事への参加、直接体験を重視する。
- ・小学生・高齢者・障害者との交流など、地域の異年齢・異世代との交流を積極的に行う。

○3歳児（3年）保育・預かり保育

①3歳児（3年）保育

国の施策として、子どもを産み育てることへの不安や負担感の解消に資する観点から、地域の実情に応じて、入園を希望するすべての3歳～5歳児の幼稚園就園を推進しています。

また、私立幼稚園については、満3歳に達した時点での入園（いわゆる前倒し入園）の実施を進めるよう求められています。

守口市では現在、私立幼稚園において3・4・5歳の幼児を保育対象に、一方公立幼稚園では、4・5歳の幼児を保育対象にしていることから、今後3歳児（3年）保育の実施をどうするのが一つの課題であります。

しかし、少子化のさらなる進行に伴う幼児数の減少傾向や就労を希望する母親の増加に伴う保育所への希望の増加傾向といった社会的要因による幼稚園・保育所を包括した幼児施設に対するニーズの変化も予想される現状にあって、公立幼稚園での3歳児（3年）保育の導入については、より慎重な検討が必要であります。

②預かり保育

預かり保育を実施するにあたっては、適切な指導体制を整えるとともに、園児一人ひとりの特性に応じた総合的な指導を行うといった幼稚園教育の基本を踏まえるとともに、教育課程に基づく午前中の活動との関連、幼児の心身の負担、家庭との密接な連携などに配慮して、実施に向けた検討が必要です。

○子育て支援センターとしての役割

これからの幼稚園にあっては、市内の子育て支援を推進する幼児教育施設への転換が時代の趨勢に沿うものであり、これまでの歴史のなかで培われてきた幼稚園の機能・役割をさまざまな意味で子育て家庭・地域に提供していくことが必要です。

子育て支援については、園児の保育と異なり、対象が就学園児だけでなくすべての就学前児童となることから、例えば、次のような多様な機会の提供が必要で

- ・子育てに関する悩みの相談
- ・未就園児の親子登園
- ・子育て公開講座

- ・子育てサークルへの支援と子育てリーダーの育成
- ・保育支援ボランティアの育成
- ・専門カウンセラーによる親子カウンセリング
- ・園庭・園舎の開放など

こうした取り組みのなかには、施設面で、事業を行うための十分なスペースを確保することの難しい園もあります。しかし、園長を含める幼稚園の教職員、地域の人材活用により、人材面では子育て支援機能等を十分に担うことができるものと考えられます。また、幼稚園のみでは実施が難しいものもあり、今後、保育所や私立幼稚園との連携をはじめ、関係機関や専門家との連携・協力を図らなければなりません。

さらに、公立幼稚園の園児数が減少し、学級数が減少していくようであれば、その余裕教室を活用して、「子育て支援センター」の設置も検討しなければなりません。

その際、これまでの各園の保育定数を見直し、保育教室でのゆとりある保育活動を目指さなければなりません。

また、一方では、幼稚園独自及び市の側から、インターネットによる情報の発信や幼児教育に関するホームページの開設などに取り組み、各家庭、また市民に対して、市内の公私幼稚園に関する情報や子育てに関する情報を提供することが市民ニーズへの対応と認知を高めるのに有効です。



「本市の幼児教育における公立
幼稚園のあり方について」

答申

平成19年12月

守口市幼児教育振興審議会

はじめに

守口市幼児教育振興審議会は平成19年3月19日に守口市教育委員会委員長より「本市の幼児教育における公立幼稚園のあり方について」諮問を受けた。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、子どもの心身の成長を促す上で極めて重要である。

また、今日的課題として少子化や核家族化等子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、保護者の保育ニーズも多様化し、これからの公立幼稚園のあり方が問われている。

本審議会では「望ましい公立幼稚園のあり方」「今後の公立幼稚園の方向性」を柱に審議を進めた。

そして、合計8回にわたる慎重な審議を重ねる中で、「公立幼稚園の果たす役割」「就学前教育における今日的課題」「公立幼稚園と私立幼稚園の格差」等各委員より頂いた様々な意見を集約し、ここに提言として答申する。

1 公立幼稚園の現状と課題

(1)公立幼稚園の現状と課題

守口市には、平成19年5月1日現在で、公立幼稚園が7園、私立幼稚園が9園あり、4・5歳児総数2,527名のうち、公立幼稚園に434名、私立幼稚園に1,052名(内市内867名)の合計1,486名(内市内1,301名)が在籍し、保育所については、960名が在籍している。

公私立幼稚園に通園する子どもは、平成19年度で見ると、4・5歳児2,527名のうち、1,486名(58.8%)となっており、平成15年度の3,009名のうち1,935名(64.3%)とくらべると、少子化等に伴う園児数の減少とともに、在園する子どもの割合も減少してきている。一方、公私立保育所に通所する子どもは、平成19年度は960名で、全体の38%となっており、平成15年度の31.9%と比較して保育所に在所する子どもの割合が上昇している傾向にある。

将来の幼児数の推移は、守口市の人口減少や少子化等の影響により今後も減りつづけ平成23年度における4・5歳児の人口推計では、約10%程度の減少が予想される。

今日的課題として公立幼稚園は育児不安の相談など保護者が安心して子ど

もを育てられる支援体制の充実を図るとともに、幼稚園教育要領にもとづき、家庭との連携を図り生涯にわたる人間形成の基礎を培う場として、就学前教育を充実していかなければならない。

(2)幼児教育の動向

核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化、更には女性の社会進出等に伴い幼児を取り巻く状況が大きく変化している。

このような背景の中、就学前教育として幼稚園教育の重要性が高まり、昨年12月に教育基本法が改正され「幼児期の教育」が新設された。

本年6月には、学校教育法が改正され幼稚園の目的に「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」との文言が追加され、従来にもまして小学校との連携の重要性が指摘されている。

また、文部科学省は平成17年に「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」で幼稚園教育充実の方針をまとめている。具体的方針としては

- ① すべての幼児に対して、幼児教育を受ける機会の提供を図る。
- ② 小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指し小学校との連携強化を図る。
- ③ 幼稚園就園前の幼児が、家庭・地域における生活から幼稚園における集団での学習活動へ円滑に接続できるよう、親子登園や子育て相談事業などの取組を推進する。
- ④ 幼稚園教員の資質及び専門性の向上を図る。
- ⑤ 子育て支援や幼稚園における預かり保育の取組を、家庭の教育力の再生・向上、「親と子が共に育つ」という教育的視点から改めて整理し、充実を図る。

また、幼稚園等施設が地域社会の教育力の再生・向上に資する役割を果たす。の5つの柱となっている。

本市の公立幼稚園においては、特別な支援を要する園児の受け入れ、小学校との連携、未就園児の親子登園、幼稚園教員の研修を実施しているが、今後幼稚園施設が地域社会の教育力向上のための役割を果たすことが望まれる。

(3)公立幼稚園の役割

幼稚園は、学校教育法第22条に位置づけられ、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う教育施設であり、保育所は児童福祉法第39条を根拠とし、保護者の就労等により保育に欠ける乳児又は幼児等

を保育する児童福祉施設である。

幼稚園は3歳から小学校入学前までの子どもが、全国どこでも共通の教育課程（「幼稚園教育要領」）に基づく教育を行う学校で、保育所は「保育所保育指針」に基づく保育機関であり、幼稚園と保育所は、法的に機能・役割を異にしている。その他の違いでは、1日の教育・保育時間が幼稚園は4時間を標準とし、保育所は8時間を原則としている。

保護者の保育ニーズが多様化する現在においては、それぞれの特色を持つ公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育所、私立保育所を保護者が選択できることが望ましいと考えられる。

公立幼稚園は、幼稚園教育要領に基づいた教育を基本とし、立地条件を活かして小学校との連携を進めるとともに、特別な支援を要する園児を含めたすべての入園希望者の受け入れに努め、すべての幼児への教育機会提供の観点から、公費負担、受益者負担のバランスを考慮しながら、保育料の適切な設定が求められる。

また、核家族化や地域における人間関係の希薄化等、子育て環境の変化に対応するためには、公立幼稚園を未就園児も含めた子育て支援の中核施設として位置づけることが求められる。

(4) 園児の定員及び幼稚園の適正規模並びに適正配置

園児の定員については、昭和58年4月に13園から7園へ統合した際、従来の1年保育から2年保育へと対象年齢を拡充し、定員は1,200名に据え置いてきたが、少子化等により定員の見直しを行った結果、平成15年度から2年保育は1学級定員33名の13学級、1年保育は1学級定員35名の13学級とし、7園全園で26学級の884名の定員とした。

適正規模並びに適正配置については、昭和57年9月の守口市幼児教育振興審議会答申において、「地域の事情に即するように具体的な考慮を加える必要があるが、原則として、概ね人口1万人の地域に対して、1幼稚園（標準学級4学級）を配置することが望ましい。また、本市の状況及び将来の見通しに立つならば、本市における幼稚園数は公・私立あわせて16～17園が望ましいと考えられ、1幼稚園の規模としては、教育的見地に立ち、適切な集団教育のあり方を考えた場合、1学年当たり2～4学級とし、1学級当たり30～35名の実態規模が適正ではないかと考える。」と述べられている。

しかし、少子化、保育ニーズの多様化に伴い公立幼稚園の一部において、1学年の園児数が20名を大きく割り込み、平成19年度には総園児数は434名、学級数の平均は1学年あたり1.4学級、1学級当たりの平均在園児数は4歳児

23名、5歳児は22.7名となっている。

公立幼稚園において適切な集団教育を行なう点、効率的な幼稚園運営の点から幼稚園規模および学級規模の適正化を図ることが求められる。

(5) 年齢構成と人件費

公立幼稚園は、昭和58年4月に13園を7園に統合し、56名の幼稚園教諭が在籍していたが、平成19年4月1日現在36名（園長を含む。）が在籍している。平均年齢は49.2歳、年齢構成は50歳代が31名、20歳代5名となっており、高年齢化が進んでいる。

一方、人件費の点から公立幼稚園の経費をみると、平成17年度決算では、管理運営費約4.6億円の内、約4.4億円（約95%）が占められている現状がある。

また、園児一人当たりの経費では約86万円となり、本市にある私立幼稚園の平均67万円、府下の公立幼稚園の平均66万円を大きく上回っている。

公立幼稚園は今後10年間で幼稚園教諭の大半が退職し、平均年齢が下がり人件費が削減され園児一人当たりの経費も下がると予測されるが、公費負担軽減の観点から効率的な幼稚園運営が必要である。

一方、公立幼稚園の活性化を図るために、若い世代の教員からベテランの教員までがバランスよく配置される必要があり、年齢構成を考えながら計画的に幼稚園教諭を採用することが望まれる。

2 具体的方策について

公立幼稚園においては幼稚園教育要領にもとづき、集団生活の中で遊びを通して1人ひとりの幼児が発達に必要な経験が得られるよう、適切な教育環境をつくり出すとともに、家庭や地域社会と十分連携を図りながら、組織的、計画的な教育を目指すため、公立幼稚園のあり方について、以下のとおり提言する。

(1) 小学校との連携

公立幼稚園の立地状況を生かした小学校との連携を推し進め、スムーズに小学校へ移行できるよう、就学前の教育内容・保育の充実を図ることが求められる。

(2)子育て支援活動の推進

核家族化や人間関係の希薄化等により子育て世代の孤立化が進み、保護者が育児の悩み等を相談できる場が少なくなってきており、公立幼稚園が未就園児も含め地域の子育て支援の中核的な役割を果たすことが求められる。

(3)三年保育・預かり保育

少子化に伴う幼児数の減少、保護者の保育ニーズの変化に伴い、今後も幼稚園児数の減少が予想される。公立幼稚園の三年保育については、私立幼稚園が既に実施しており園児獲得において競合し、結果的に希望者が少なく効果的な集団教育が図れないことや、経費負担が増大すること等が考えられることから、早期実施は行なわず慎重に検討することが必要である。

預かり保育については、幼稚園教育要領にもとづく教育を行うことを第一義としながら、保護者ニーズを把握し家庭教育のあり方も含めたうえで、実施について検討することが必要である。

(4)幼保一元化・認定こども園

幼稚園と保育所の一元化は、子育て支援体制の充実や幼児教育の一貫性、教諭、保育士等の教育資源等の有効活用、地方公共団体の財政上の効率化の面からニーズがあると予測されるが、施設運営形態など解決すべき問題や検討すべき課題が多い。このような状況の中、国は平成18年10月に新たな幼児教育の制度として、「認定こども園」を法制化したが、この制度については、施設整備、運営方法等課題も残されており、導入については法整備を含めた国の動向を見守りつつ慎重に検討すべきである。

(5)教職員の適正配置

教諭の平均年齢が49.2歳と高年齢化し、幼稚園経費の人件費割合が約95%を占め大きな課題となっている。今後、平均年齢も下がり経費削減されると予測されるが、幼稚園の活性化を考えると、ベテランから若手までバランスがとれた年齢配置になるよう採用方法についても研究する必要があるとともに、特別な支援を要する園児等への人的支援も配慮しながら、効率的な配置が望まれる。

(6)公立幼稚園の適正規模・配置

教育的見地から園児の集団活動や園行事の活性化を考えた場合、1学年あたり少なくとも20名以上の園児数が必要ではないかと考える。学年のクラス数については、園児の交流、園行事の活性化の点から複数クラスが望ましいが、幼稚園経営や指導の工夫により改善される点もあり、今後検討すべきである。

園児数が少なく適切な集団教育が困難な園については、将来の人口動態を考慮しつつ、規模の適正化を図るため統廃合を行う必要がある。その場合には利用者の通園距離に係る安全確保についても合わせて検討すべきである。

おわりに

守口市幼児教育振興審議会は、平成19年3月19日より12月18日まで「本市の幼児教育における公立幼稚園のあり方」について8回にわたり慎重審議を行った。

これまでの審議の中で、前回の昭和57年9月に出された幼児教育振興審議会答申の経緯や、守口市の財政状況から見た公立幼稚園の現状、国や他市の動向、幼児教育に係る今日的課題等様々な意見が出され、本答申に到った。

守口市は、本答申を踏まえ今後の幼児教育について時代を見据え施策を推進されることを期待する。

なお、答申に至るまでに公立幼稚園のバス運行について、公費による経費負担割合など再検討すべきであるとの意見があったことを申し添える。

公立幼稚園の運営に係る基本方針

平成21年3月

守口市教育委員会

目次

はじめに	1
1 基本方針の主旨	1～2
2 基本方針の考え方	3～5
3 実施時期	5

はじめに

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、子どもの成長を促す意味で極めて重要である。

また、今日的課題として少子化や核家族化等子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、保護者の保育ニーズも多様化しているなかで、公立幼稚園の果たす役割を明らかにし、家庭・地域と連携しながら本市における就学前教育の充実に取り組むため、公立幼稚園の運営に係る基本方針を作成するものである。

1 基本方針の主旨

教育委員会では、平成19年3月19日に守口市幼児教育振興審議会に「本市の幼児教育における公立幼稚園のあり方について」諮問を行い、「望ましい公立幼稚園のあり方」と「今後の公立幼稚園の方向性」を柱に合計8回にわたる慎重な審議が行われ、平成19年12月18日に答申を受けた。

本答申において今後取り組むべき課題として、以下の4点が示された。

(1)小学校との連携

公立幼稚園の立地条件を生かした小学校との連携を推し進め、ス

ムーズに小学校へ移行できるよう、就学前の教育内容・保育の充実を図ることが望まれる。

(2)子育て支援活動の推進

核家族化や人間関係の希薄化等により、子育て世代の孤立化が進み、保護者が育児の悩み等を相談できる場が少なくなっており、公立幼稚園が未就園児も含め地域の子育て支援の中核的な役割を果たすことが求められる。

(3)教職員の適正配置

ベテランから若手までバランスがとれた配置になるよう採用方法についても研究する必要がある。

(4)公立幼稚園の適正規模・配置

教育的見地から集団活動や園行事の活性化を考えた場合、1学年あたり少なくとも20名以上の園児数が必要ではないかと考えられる。そして、園児数が少なく適切な集団教育が困難な園については、将来の人口動態を考慮しつつ、規模の適正化を図るため統廃合を行う必要がある。

2 基本方針の考え方

この基本方針は、守口市幼児教育振興審議会で示された課題を公立幼稚園の運営に係り重点的に推進する4つの柱とし、教育委員会の基本的な考え方をまとめたものである。

- (1) 小学校との連携
- (2) 子育て支援活動の推進
- (3) 教職員の適正配置
- (4) 公立幼稚園の適正規模・配置

今後、教育委員会ではこの柱を中心に園児にとって望ましい教育環境の充実を図るとともに、集団の中で学習や遊びを通じて一人ひとりの園児が発達に必要な経験が得られるよう家庭や地域社会と連携を図りながら計画的に幼稚園教育の充実に努めていく。

4つの柱について教育委員会の考え方は下記のとおりである。

(1) 小学校との連携について

公立幼稚園の立地状況を生かし、園児・児童の相互交流の機会を増やし、スムーズに小学校へ移行できる就学前教育活動を展開する。

また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続のために、幼稚園と小学校との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにする。

(2) 子育て支援活動の推進について

保護者が育児の悩み等を相談できる場、幼児同士が交流できる場を提供するため、子育て支援センター等の関係機関と連携しながら公立幼稚園が未就園児も含め地域の子育て支援においての役割を果たすような活動を展開する。

(3) 教職員の配置について

教諭の平均年齢が高齢化している現状を踏まえ、今後若い世代の教員からベテランの教員までバランスよく配置された年齢構成になるよう採用方法について検討する。

また、特別な支援を要する園児については、適切な教育が行える体制作りに努めながら効率的な人的配置を進める。

(4) 公立幼稚園の適正規模・配置について

今日の核家族化に代表されるように、園児を取り巻く人間関

係が希薄となっている状況において、適正規模の幼稚園では集団活動や園行事等の適切な集団教育が行え、一人ひとりの園児が発達に必要な経験を得ることで、より充実した就学前の教育活動を進められるものと考えられる。

幼稚園の適正規模の範囲については、教育面から集団での遊びや学習が十分行える園児数が必要であるとともに、学校教育法に明記されている幼稚園の目的である「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」観点から、園児が小学校での集団活動にスムーズに移行できるよう、園の適正規模を1学年当たり少なくとも20名以上とする。また学年のクラス数については、複数クラスが望ましいが、経営や指導の工夫により改善される点もあるため、今後検討する。

また、きめ細かな教育を行うため、学級定員の見直しを検討するとともに、将来の園児数を予測した上で幼稚園の定数についても検討し規模の適正化を図る。

3 実施時期

この方針に基づく計画の推進については、平成21年度から実施する。

公立幼稚園の適正規模に係る実施計画

平成21年6月
守口市教育委員会

目次

1 公立幼稚園の適正規模に係る実施計画

2 参考資料

資料 1 公立幼稚園 学年別園児数の推移

資料 2 公立幼稚園 園児数の推移

資料 3 再編成に伴う近隣公立幼稚園までの通園時間及び距離

資料 4 府下の公立幼稚園幼児在園状況

資料 5 小学校校区別幼児人口

公立幼稚園の適正規模に係る実施計画

「公立幼稚園の運営に係る基本方針」に基づき、公立幼稚園の適正規模に係る実施計画を以下のとおり実施します。

1 計画の実施について

平成 22 年度末をもって守口市立ふみぞの幼稚園、守口市立やくもひがし幼稚園の 2 園を廃園し、平成 23 年度より公立幼稚園を 7 園から 5 園に再編成します。

なお、2 年保育の観点から経過処置として、両園の平成 22 年度については 4 歳児の募集を行います。平成 23 年度は廃園となるため転園となります。

2 公立幼稚園の学級定員について

園児に対するきめ細やかな教育を行うため、4 歳児 33 名・5 歳児 35 名の学級定員を見直し、再編成後の平成 23 年度より両学年の学級定員を 30 名とします。

3 再編成後の公立幼稚園の園数および定員について

現行 公立幼稚園 7 園 総定員数 884 名

幼稚園名	4 歳児	5 歳児	総定員
守口市立ふみぞの幼稚園	33	35	68
守口市立とうこう幼稚園	99	105	204
守口市立やくも幼稚園	66	70	136
守口市立にわくぼ幼稚園	66	70	136
守口市立とうだ幼稚園	66	70	136
守口市立やくもひがし幼稚園	33	35	68
守口市立おおくぼ幼稚園	66	70	136
総定員			884

再編成後 公立幼稚園 5 園 総定員 660 名

幼稚園名	4 歳児	5 歳児	総定員
守口市立とうこう幼稚園	90	90	180
守口市立やくも幼稚園	60	60	120
守口市立にわくぼ幼稚園	60	60	120
守口市立とうだ幼稚園	60	60	120
守口市立おおくぼ幼稚園	60	60	120
総定員			660

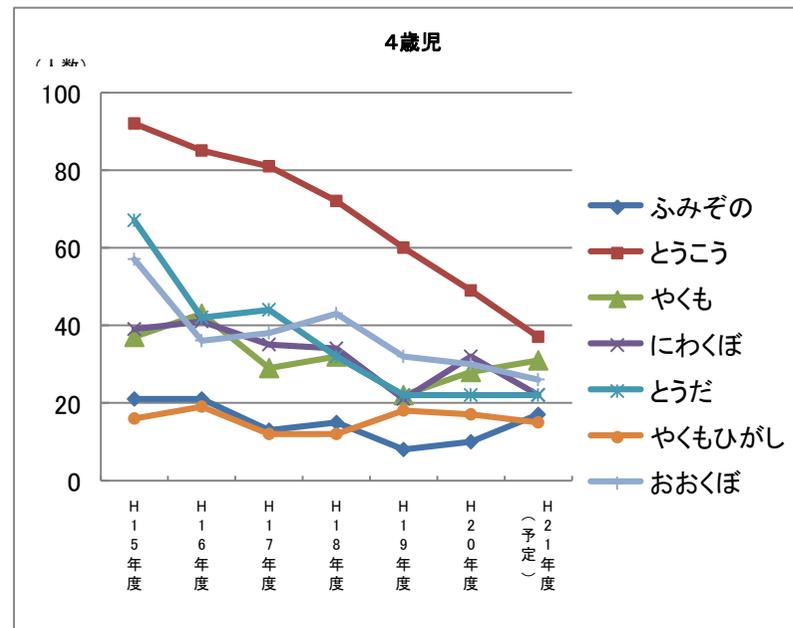
(平成 23 年 4 月 1 日より)

公立幼稚園 学年別園児数の推移

(各年度5月1日現在)

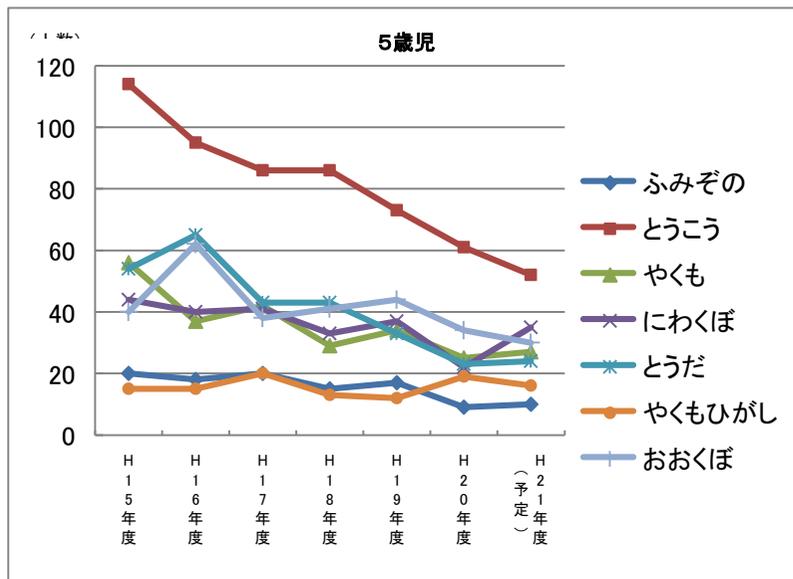
【4歳児】

園名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	人数						
ふみぞの	21	21	13	15	8	10	17
とうこう	92	85	81	72	60	49	41
やくも	37	43	29	32	22	28	31
にわくぼ	39	41	35	34	21	32	23
とうだ	67	42	44	32	22	22	27
やくもひがし	16	19	12	12	18	17	17
おおくぼ	57	36	38	43	32	30	25
計	329	287	252	240	183	188	181



【5歳児】

園名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	人数						
ふみぞの	20	18	20	15	17	9	10
とうこう	114	95	86	86	73	61	52
やくも	56	37	42	29	34	25	28
にわくぼ	44	40	41	33	37	22	33
とうだ	54	65	43	43	33	23	24
やくもひがし	15	15	20	13	12	19	18
おおくぼ	40	62	38	41	44	34	29
計	343	332	290	260	250	193	194



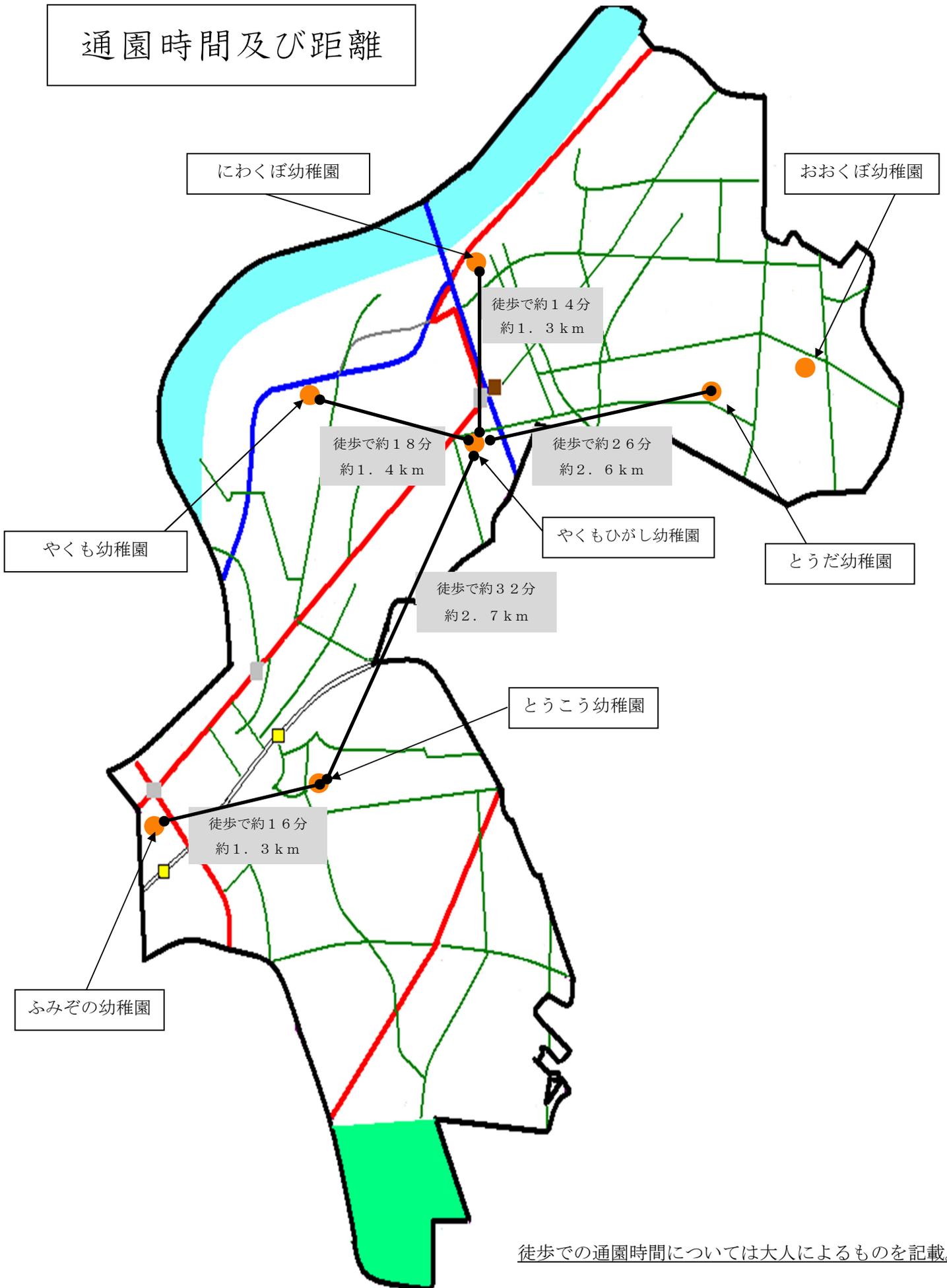
資料 2

公立幼稚園 園児数の推移

(各年度5月1日現在)

年度	ふみぞの	とうこう	やくも	にわくぼ	とうだ	やくもひがし	おおくぼ	計
58	90	184	165	115	212	105	162	1033
59	88	205	171	105	200	115	159	1043
60	93	207	169	79	213	106	164	1031
61	91	193	187	86	202	102	163	1024
62	80	186	180	75	174	90	131	916
63	57	183	192	71	165	101	130	899
1	49	164	211	81	127	95	145	872
2	51	173	196	79	99	70	125	793
3	50	166	186	74	91	62	117	746
4	44	167	130	82	80	47	100	650
5	44	164	129	98	79	46	96	656
6	51	142	139	79	89	33	94	627
7	47	136	139	83	85	34	101	625
8	41	148	146	84	88	38	98	643
9	40	148	158	63	85	40	102	636
10	46	160	117	61	93	40	97	614
11	40	182	119	61	96	41	88	627
12	44	168	117	73	104	46	94	646
13	41	161	115	65	112	40	92	626
14	42	203	104	72	112	35	91	659
15	41	206	93	83	121	31	97	672
16	39	180	80	81	107	34	98	619
17	33	167	71	76	87	32	76	542
18	30	158	61	67	75	25	84	500
19	25	133	56	58	55	31	76	434
20	19	110	53	54	45	36	64	381
21	27	93	59	56	51	35	54	375

通園時間及び距離



徒歩での通園時間については大人によるものを記載。

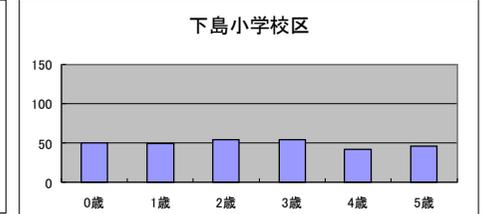
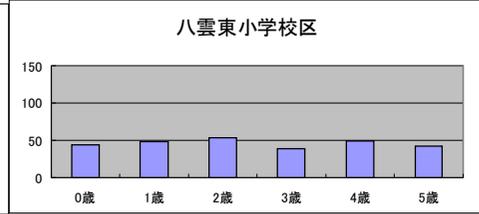
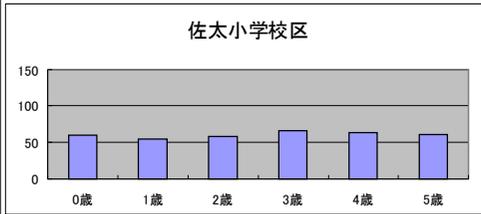
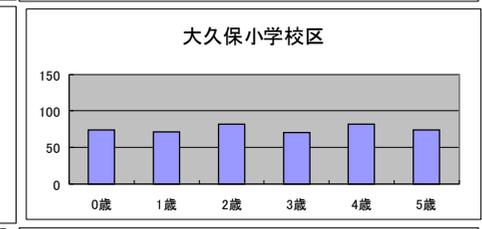
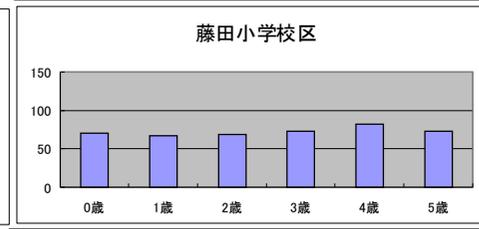
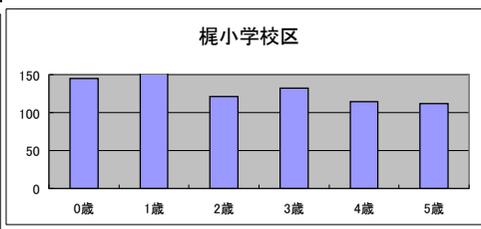
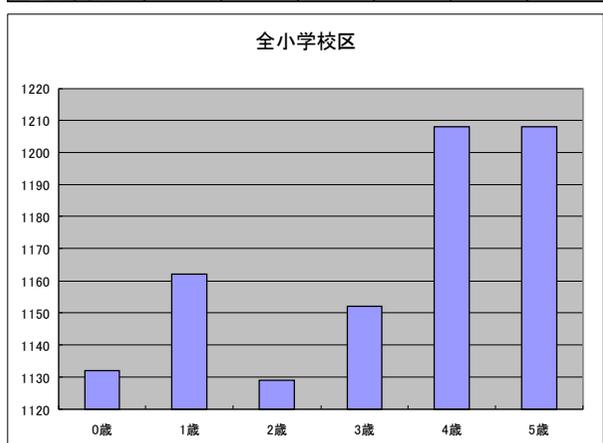
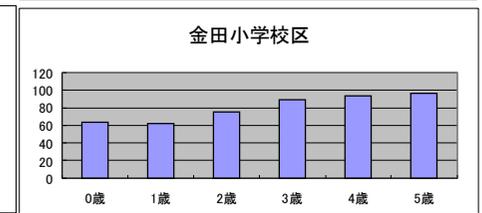
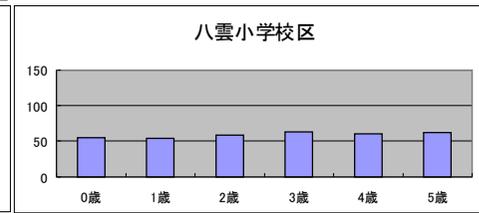
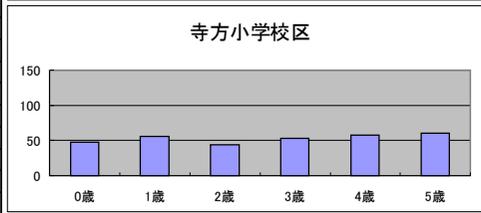
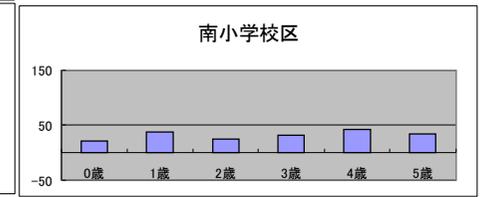
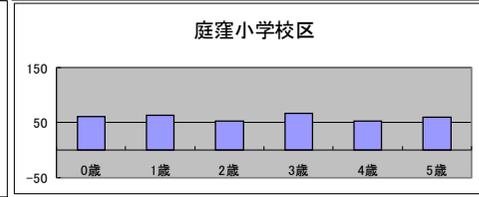
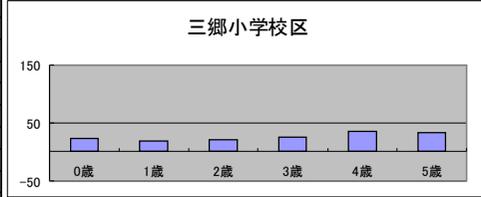
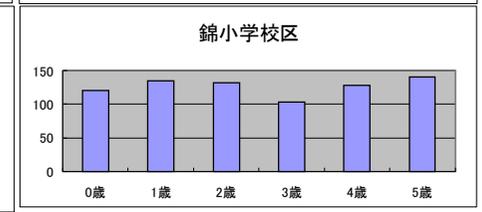
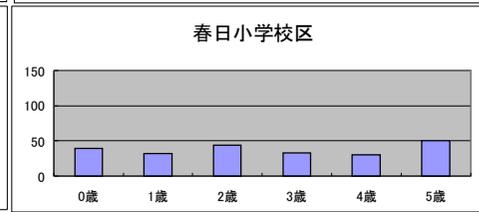
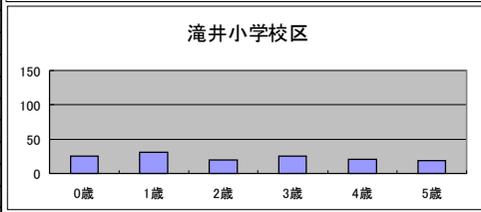
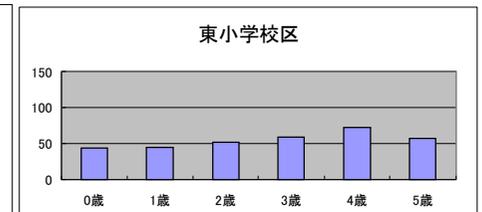
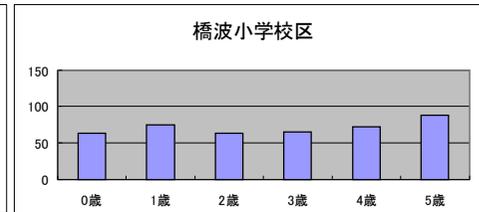
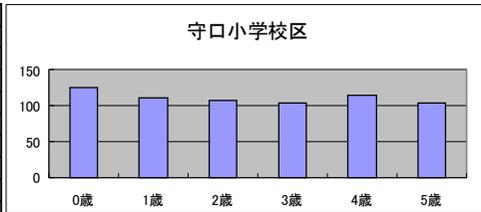
地区	市町村名	5歳 11.42 ～12.41	公立幼稚園					園当りの園児数(人)	通園バスの有無
			園数(園)	園児数					
				3歳児(人)	4歳児(人)	5歳児(人)	計(人)		
	1 大 阪 市	21,864	60	613	2,234	2,335	5,182	86	
豊能	2 豊 中 市	3,887	7	0	419	498	917	131	○
	3 池 田 市	898	4	0	281	242	523	130	○
	4 箕 面 市	1,157	6	6	227	234	467	78	
	5 能 勢 町	103	0	0	0	0	0	0	
	6 豊 能 町	176	3	83	77	111	271	90	
	三島	7 吹 田 市	3,784	16	0	521	559	1,080	68
8 高 槻 市		3,389	23	0	765	876	1,641	71	
9 茨 木 市		2,801	14	0	622	703	1,325	95	
10 摂 津 市		878	3	0	161	167	328	109	○
11 島 本 町		297	2	0	135	122	257	129	○
北河内	12 守 口 市	1,443	7	0	188	193	381	54	○
	13 枚 方 市	4,106	11	0	480	534	1,014	92	
	14 寝 屋 川 市	2,438	9	0	308	427	735	82	
	15 大 東 市	1,411	2	0	138	145	283	142	○
	16 門 真 市	1,391	4	0	132	145	277	69	
	17 四 條 畷 市	667	2	0	89	75	164	82	
	18 交 野 市	854	3	0	69	79	148	49	
中河内	19 東 大 阪 市	5,046	19	0	868	1,077	1,945	102	
	20 八 尾 市	2,788	19	0	757	884	1,641	86	
	21 柏 原 市	771	7	4	176	199	379	54	
南河内	22 富 田 林 市	1,313	13	0	314	398	712	55	
	23 河 内 長 野 市	1,116	1	0	30	38	68	68	
	24 松 原 市	1,351	9	0	315	354	669	74	
	25 羽 曳 野 市	1,239	14	0	474	495	969	69	
	26 藤 井 寺 市	662	7	0	267	278	545	78	
	27 大 阪 狭 山 市	596	7	0	217	248	465	66	
	28 太 子 町	168	1	36	48	41	125	125	
	29 河 南 町	165	2	0	76	88	164	82	○
	30 千 早 赤 阪 村	49	1	20	29	27	76	76	○
	泉北	31 堺 市	8,230	11	120	672	751	1,543	140
32 泉 大 津 市		1,025	8	312	486	477	1,275	159	
33 和 泉 市		2,175	6	14	218	240	472	79	
34 高 石 市		660	6	0	167	193	360	60	
35 忠 岡 町		211	2	87	88	88	263	131	
泉南	36 岸 和 田 市	2,173	23	0	721	782	1,503	65	
	37 貝 塚 市	1,102	9	0	283	335	618	69	
	38 泉 佐 野 市	1,055	4	0	223	315	538	135	○
	39 泉 南 市	777	9	20	198	255	473	53	
	40 阪 南 市	593	4	132	168	174	474	119	○
	41 熊 取 町	456	0	0	0	0	0	0	
	42 田 尻 町	79	1	0	59	54	113	113	
	43 岬 町	145	1	33	41	41	115	115	
合計	大阪市含む		360	1,480	13,741	15,277	30,498	85	---
	大阪市以外		300	867	11,507	12,942	25,316	84	---

* 守口市の公立幼稚園の1園当たり園児数は41市町村の中で下位から3番目である。(ただし、公立幼稚園が無い市町村を除く)

小学校校区別幼児人口

平成21年1月1日 現在

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
守口小学校区	125	110	107	104	114	103
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
滝井小学校区	26	31	20	26	21	19
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
三郷小学校区	23	19	21	25	35	33
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
寺方小学校区	48	56	44	53	57	60
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
橋波小学校区	63	75	63	65	72	88
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
春日小学校区	39	32	44	33	30	50
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
庭窪小学校区	61	63	52	66	52	59
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
八雲小学校区	55	54	59	63	60	62
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
東小学校区	44	45	52	59	72	57
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
錦小学校区	120	134	131	103	128	140
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
南小学校区	21	37	25	32	42	34
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
金田小学校区	64	62	75	89	93	96
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
梶小学校区	145	155	121	132	114	111
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
藤田小学校区	70	67	68	73	82	73
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
大久保小学校区	74	71	82	70	82	74
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
八雲東小学校区	44	48	53	39	49	42
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
佐太小学校区	60	54	58	66	63	61
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
下島小学校区	50	49	54	54	42	46
学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
全小学校区	1132	1162	1129	1152	1208	1208



幼児の健全育成について
答申書

平成23年3月24日

守口市すこやか幼児審議会

はじめに

守口市すこやか幼児審議会は、平成 22 年 10 月 1 日に守口市長より「幼児の健全育成について」の諮問を受けた。

近年、少子化の進行や核家族化、就労形態の多様化、働く女性の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきている。少子化の進行は、子ども同士の交流の機会を減少させ、自主性や社会性が育ちにくいといった子ども自身の健やかな成長に影響を与えることが懸念されている。

本審議会では、このような状況を踏まえて、子育て支援サービスの現状、公・民保育所の違い、幼稚園が置かれている状況、就学前児童数の推計、子育て支援事業、保育時間及び保育所事業内容などについて、合計 7 回にわたり慎重に審議を重ねた。

審議のなかで、各委員より出された様々な意見を集約し、守口市の次世代を担うすべての子どもたちが、健やかに育つことができるよう、子育て支援のあり方について、ここに答申する。

1 守口市の子育て支援の経過と現状

守口市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけての急激な都市化の進展に伴う保育ニーズの増大に対応するため、公立保育所の整備が進められてきた経過があり、公立保育所は市の保育施策の先駆的な役割を果たしてきた。

昭和 57 年には外島保育所を設置し、公立保育所 20 園、社会福祉法人立保育所 3 園の計 23 園の認可保育所の体制となり、人口急増期における市民の保育ニーズに対応してきたところである。

また、公立幼稚園にあっては、昭和 58 年に 13 園から 7 園に統廃合され、生涯にわたる人間形成の基礎を培う場として、就学前教育の充実に取り組んできたところである。

しかしながら、保育所においては待機児童の解消が進まず、多様化する市民の保育ニーズに十分に応えられていなかったこと、また、幼稚園では少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などにより、入園児童は減少の一途を辿っている状況にあった。

このように、当時の就学前児童に対する施策は保育所、幼稚園の施設整備を中心に進められてきた経過があり、両施設ともそれぞれのあり方に大きな問題を抱えていた状況と同時に、在宅子育て家庭への支援の観点が希薄で、就学前児童施策の抜本的な見直しが必要とされていた。

このため、平成 13 年 3 月 21 日の守口市すこやか幼児審議会の答申を踏まえ、平成 14 年度から 16 年度にかけて公立保育所 8 園を民間へ移管し、保育所の再編整備を行うとともに、幼稚園では子育て支援機能の充実

に努め、同時に、在宅子育て家庭への総合支援拠点として、平成 14 年 6 月に市子育て支援センターを設置したところである。

そして現在、民間保育所の建て替えによる入所枠の拡大や定員の弾力化などにより待機児童は低位で推移しており、民間保育所では一時預かり事業、延長保育事業、地域活動事業など国の指定する様々な特別保育事業に積極的に取り組み、保育内容の充実を図っている。

子育て支援センターでは、在宅子育て家庭への具体的な支援として、育児・子育てに関する相談、子育て中の親子の交流の場や子育てに関する情報の提供、また、子どもの年齢に応じた講座・講習の開催など様々な在宅子育て支援事業を実施している。

この他、民間保育所 4 園で、地域子育て支援拠点事業を実施するとともに、その他の民間保育所や公立保育所でも育児相談や園庭開放に取り組み、地域の在宅子育て家庭の支援を行っているところである。

また、幼稚園では、今後の公立幼稚園のあり方として、未就園児も含めた子育て支援の中核施設としての位置づけや適切な集団教育、効率的な運営という視点から施設規模及び学級規模の適正化を図るための取組がはじめられている。

2 就学前児童が育つ場所としての課題

子どもの心身共に健全な発育・発達の基本は家庭であり、親は家庭における監護・養育の重要性を強く自覚し、家庭での育児力・教育力を向上するため、子どもに対する愛情と子育てへの見識を高める絶え間ない努力が必要である。

しかしながら、共働き家庭が仕事と子育ての両立に悩む一方で、在宅での子育て家庭は子育てに対する不安が強まるなど、それぞれの悩みは一層、深刻の度を増し、親の力だけでは子育てに対する責任を果たすことが困難となり、子育て家庭をサポートする様々な支援策が求められてきた。

こうした状況を受け、現在、本市では子育て家庭への支援として保育所、幼稚園、子育て支援センターをはじめ、必要とされている種々の子育て支援施策を講じているところである。

しかし、現下の厳しい経済状況や雇用情勢から、保護者の就労形態は多様化し、共働き世帯の増加に加え、少子化が大きく進行しているなかで、現状の本市における子育て支援策が、子育て家庭が求めているニーズに沿った施策となっているのか、十分に周知されているのか、また、今後の就学前児童の動向を踏まえた適切な状況となっているのか、など十分な精査が必要である。

保育所においては、入所状況を見ると民間保育所が定員の弾力化など、その柔軟かつ機動性を生かした対応により、ほとんどの園で定員を上回っている状況に対して、公立保育所は大きく定員割れを生じている園が見受けられ、非効率的な保育所運営となっている。

また、多様化する保育ニーズに応えるためには、市全体の保育サービスを質・量ともに向上させていく必要があるが、公立保育所 12 園では運営にかかる経費が平成 21 年度決算で年間約 24 億 5000 万円を要し、これは民間保育所 11 園の経費、約 15 億 2000 万円と比較しても多大な負担となっており、さらに、公立保育所の運営経費はすでに一般財源化され、市の厳しい財政状況とも相まって、保育サービスの向上を阻害する大きな要因になっている。

幼稚園においては、公立幼稚園は 2 年保育を実施しているが、平成 22 年 4 月 1 日現在、7 園の定員数 884 人に対して 347 人とその充足率は 40% を割る状況にあり、少子化などに伴う園児数の減少とともに、在園する子どもの割合も減少し、今後とも続くことが予想されている少子化傾向のなかで、さらに園児数の減少が進んでいくことが懸念される。

また、在宅子育て家庭の児童数は、就学前児童数全体の 43% を超え、特に、3 歳未満児にあつては 71.3% となっている。こうした在宅子育て家庭にとって子育て支援事業への参加は、子育てに関する様々な知識やノウハウを習得する貴重な場であり、今後、より一層の充実が求められる。

保育所、幼稚園への通園児童も含めて、子育てについては家庭が担うべきものであるが、子どもが将来の社会を担う存在であることを考えると、子どもの健やかな成長を基本に、親が子育てしやすい環境づくりのため、家庭、地域、行政が連携し、社会全体で支援していく視点が重要である。

平成 15 年に次世代育成支援対策推進法が制定され、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間を前期計画、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間を後期計画として、数値目標を含めた守口市次世代育成支援行動計画を策

定し、「生まれてよかった 育ててよかった ふるさと もりぐち」を基本理念として、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちを目指して、総合的な子育て支援に取り組んでいる。

こうした計画の速やかな実現はもとより、今後、保育所、幼稚園のあり方をはじめ現状の市の子育て支援施設や施策については、子育てに対する不安や負担感が増大するなかで、子育て支援に対する市民の期待感は一層、高まっており、今後の就学前児童の動向や地域環境の変化に機敏に対応するとともに、市民のニーズに的確に対応した施策の実施が求められる。

3 今後の在宅子育て家庭への支援のあり方

これまで守口市の在宅子育て家庭への支援としては、市子育て支援センターを拠点施設として、保育所や幼稚園でも様々な支援事業を実施してきたところである。

しかしながら、核家族化や地域の連帯意識が希薄化する中で、在宅で子育てを行っている家庭は、育児への不安や悩みを抱え、孤独感に陥り、深刻な場合には、育児ノイローゼや児童虐待につながる可能性もある。

今後、これらの子育て家庭の親が抱える子育ての不安や負担感を解消し、家庭における育児力・教育力の向上を図るための施策の充実が求められており、地域、行政がこうした家庭の子育て力の向上を支えていく体制の強化が必要とされている。

現在、市内5カ所で親子の交流事業が展開されているが、子育て中の親子が、同じような状況に置かれている親子とふれ合い、子育ての悩みや喜びを分かち合うことができるような交流の場や必要に応じて相談できるような場は、家庭における親の育児力や教育力を高めていくことはもとより、親が心身ともにリフレッシュできる場としてその効果が大いに期待される。

また、こうした親子の交流事業は、身近なところで親子が気軽に参加できる場所に設置されていることが望ましく、現在、公立施設1カ所（市子育て支援センター）、民間施設4カ所（民間保育所）で実施されているが、市内東部地域では、民間保育所1カ所のみの実施となっている。

幸い、同地域には公立の施設として児童センターが設置されており、現

在においても就学前児童とその保護者を対象とした事業を行っているが、同センターにおいて、一層、在宅子育て家庭の支援のための事業の拡充が望まれる。

このことは、同センターが新たな子育て支援にかかる事業を推進するために設立されたことを考慮すると、その趣旨・目的にも沿うものであり、施設の有効活用の面からも有為であると考ええる。

さらに、こうした交流事業を公民館などで積極的に行うなど、更なる地域的な展開が求められている。

また、現在、市子育て支援センターで実施されている相談や子育て支援講座・講習会などは利用者も多数に及んでおり、特に、講座・講習会は、年齢別・テーマ別に年間 20 数回実施され、時としてキャンセル待ちといった状況が生じている。

しかし一方では、各施設でどのような事業が行われているのか情報量の不足等により、求めている情報が得られず、子育て家庭の積極的な利用の妨げになっていることが見受けられる。

今後、家庭における子育て力の向上を図るため、育児相談や講座・講習会など子育て支援事業を子育て中の親子の視点に立って、内容の充実や機会の拡充など質・量ともに充実に努めるとともに、ホームページや市広報紙での積極的な情報の発信をはじめ、必要としているすべての家庭が利用できるような体制づくりが必要である。

また、現在、親が急な用事などで子どもを預ける必要がある場合、市民同士の相互援助活動としてファミリー・サポート事業を実施しているが、こうした活動は、地域における子育て支援に対する意識の醸成にもつなが

り、今後とも家庭と地域を結ぶための活動の強化が必要である。

そして、これまで行政の子育て支援事業は、家庭の自発的な参加の意思に委ねた事業が重きを占めてきたが、ともすれば児童虐待につながるような家庭など、特に深刻な状況に置かれている家庭への有効な支援として、行政側から積極的に働きかける新たな施策の検討も必要と思われる。

4 今後の就学前児童施設のあり方

(1) 公立保育所のあり方

保育所については、現下の社会経済情勢や雇用情勢のなかで需要も高く、保育施策の充実、次代を担う子どもたちを健やかに育成支援するための施策のなかでも重要な課題であり、市全体の保育サービスを質・量ともに向上させていく必要がある。

しかし、平成 16 年度までに実施された民間移管以降、市内各地域において公立保育所、民間保育所がほぼ均等に整備されたが、民間保育所では定員の弾力化や多様な保育サービスなどの充実が図られ、公立保育所と比較して総体的に高い入所率を示している。

このことから多くの保護者が公・民の選択肢の中から子どもや保護者自身のニーズに対応した保育所として、公立保育所よりも民間保育所を選択していることがうかがえる。

また、保育所に対する経費負担制度の有様等から見て、公立保育所での新たな保育サービスを民間保育所と同等に実施することは困難であり、このままでは公立保育所においては、入所児童の恒常的な定員割れという非効率的な保育所運営が続くことが予測される。

したがって、公立保育所では地域の保育環境を配慮したうえで、受け入れの児童数に応じた適正規模数の見直しについて早急に検討する必要があるとともに、待機児童の解消を念頭に置きながら、個々の保育所での児童の受け入れ体制の見直しなど、効率的な保育所運営を検討すべきである。

保育内容については、守口市では「障害のある子どももいない子どもも共

に育ち合う保育」の観点から、これまでから公立、民間ともに福祉的ニーズの高い児童について受け入れを行ってきた。

待機児童の解消に向けた入所枠の拡大などについては、柔軟性、機動性において優れている民間保育所がその特性を発揮しやすいと考えるが、特に重度の障害を持つ児童の受け入れなどについては、地域におけるセーフティーネットとしての役割を果たす観点から、今後とも公立保育所が積極的に担うべき分野であると考えます。

また、公立保育所では運営経費の問題など厳しい状況下にあるが、配慮を必要とする児童を積極的に受け入れることはもとより、実施条件の整った保育所においては、保護者の切実な保育ニーズに応えることができるような体制を整え、地域の子育て支援事業も視野に入れ、可能な限り積極的な保育施策の実施が望まれる。

(2) 新たな保育施策

近時、守口市では全体的な就学前児童数の減少が認められるものの、地域によっては駅前開発等により児童数が急増している地域もあり、ターミナル駅周辺の通勤の便利な場所での保育施設の設置は、仕事と子育ての両立支援のためにも有用であり、電車などの交通機関を利用して通勤している保護者にとっては力強いサポートとなる。

(3) 公立幼稚園のあり方

幼稚園については、学校教育法や幼稚園教育要領により原則的な保育時間等が定められているが、少子化の進行や子育て家庭を取り巻く環境の変

化から現状の子育て家庭のニーズに適応した状況とはなっていないことが認められる。

特に、公立幼稚園は、公立、民間の幼稚園、保育所など就学前児童施設のなかでも最も入所率の低い状況となっており、非効率的な運営という面では公立保育所を上回っている状況にある。

現在、適切な集団教育、効率的な運営という視点から施設規模及び学級規模の適正化を図るための取組が始められているところであるが、こうした取り組みのより一層の迅速な対応が強く求められる。

おわりに

今後さらに少子化が進み、就学前児童の減少をはじめとして、家族形態や社会状況が大きく変化する中で、守口市における保育施策を質及び量を充実させ、地域社会が全体で子育て支援を図っていくことが、幼児の健全育成を検討する上で、最も重要である。

この視点から、守口市すこやか幼児審議会では活発な議論が展開された。当審議会委員は、市民公募の委員を含め、それぞれ専門的な立場から参画しており、その専門的な見地から諮問内容について現行制度を前提として議論を行った。

また、政府においては、少子化対策基本法の施策大綱として「子ども・子育てビジョン」を閣議決定した。これを受け、「子ども・子育て新システム検討会議」で検討が行われ、平成 25 年度から幼稚園と保育所の双方の機能を持つ「こども園」を創設し、認可権限を一つの役所に集約している。このように、国においては、保育制度をめぐる、抜本的な改革の議論がなされており、今後その動向も注視しなければならない。

本答申をもとに、守口市として、子育て支援のあり方について十分に検討を加え、計画を策定され、次世代を担う子どもたちのための施策を推進されることを期待する。